

## 平成22年第4回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程(第2日目)

平成22年12月15日(水曜日)

午前9時30分開議

#### 第7 一般質問

第4 議案第68号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について

第5 議案第69号 平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

第6 議案第70号 平成22年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

#### 追加日程

##### 行政報告

議案第71号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算(第5号)について

第8 認定第2号 平成21年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について

第9 認定第3号 平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第10 認定第4号 平成21年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

第11 認定第5号 平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第12 認定第6号 平成21年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第13 認定第7号 平成21年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第14 認定第8号 平成21年度訓子府町水道事業会計決算の認定について

#### 追加日程

意見書案第9号 道立衛生学院の存続を求める要望意見書

意見書案第10号 大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める要望意見書

○出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八木欽光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
上下水道課長	竹村治実君
会計管理者	三好寿一郎君
教育長	山田日出夫君
管理課庶務係長兼学務係長	田村康晴君
社会教育課長	小野良次君
社会教育課業務監	元谷隆人君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野宏君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会会長	谷本茂樹君
監査委員	山田穂君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

田古選挙管理委員長から欠席する旨の報告がありました。

なお、田古選挙管理委員長については、本日から今定例会の閉会まで欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に先立ち、議会運営委員長から今後の議会運営について、報告をいただきます。

○議会運営委員長（上原豊茂君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

昨日、定例会第1日目の休会中に議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加議案等の取り扱い等について、協議をいたしました。

案件につきましては、皆様のお手元に配布のとおり追加の行政報告並びに議案第71号平成22年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

議会運営委員会で協議いたしました結果、行政報告並びに追加議案につきましては、本定例会の日程に追加することに決定いたしました。

なお、行政報告並びに追加議案の審議につきましては、議案第70号平成22年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決が終了したのち、行うことといたします。

以上のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いし、議会運営委員会からの報告といたします。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 議会運営委員長からの報告を終わります。

◎答弁の訂正

○議長（橋本憲治君） ここで、一般質問に入るに先立ち、昨日、西山議員の一般質問に対して、福祉保健課長から、答弁の訂正の申し入れがありましたので、発言を許します。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 昨日の自立支援法に関する西山議員からの一般質問の中で、私が説明した障がい者の相談員でございますが、きらきら本舗の後藤理事長を精神障がい者の相談員と申し上げましたが、正しくは、知的障がい者の相談員ということで、訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第7、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

9番、上原豊茂君の発言を許します。

9番、上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 9番、上原です。通告書に従いまして、私の一般質問を始めさせていただきます。

1点目は、今後の町政運営についてであります。

世界と我が国の係わりも多くの難問を抱えている訳ですが、国内における政治的不安定さは、当町の基幹産業はもとより、すべての事業についても将来展望を持たない状況を生んでいると感じております。町の財政も多少安定はしてきたとはいえ、明るい見通しまではいかないと思っています。

しかし、このような情勢のなかで町民が奮起し「まちづくり」に結集する仕掛けを町行政は行うべきと考えております。その意味においても首長は自らの姿勢を明確にし、これからのまちづくりの方向を示しさまざまな施策を提示した中で、町民の是非を問うべきと考え、次の点について、町長の所信を伺いたいと思います。

1点目は、次期町長選挙への思いであります。

2点目は、まちづくり推進会議の位置付けと町民の理解についてであります。

この推進会議は、町長の諮問機関なのか。

また、この仕組みの町民への説明について、さらに必要と考えているのか否か。

3点目は、財政健全化推進と行政課題解決に向けての施策についてであります。

以上、3点について町長に伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、今後の町政運営に関して3点のお尋ねをいただきましたので、答弁をさせていただきます。

まず、1点目の「次期町長選挙への思い」についてのご質問をいただきました。本定例会開催のご挨拶とともに先の定例会で小林議員からご質問がございました「次期町長選挙出馬の考え方」につきまして、私の立起表明、所信表明を昨日させていただきました。「住み慣れた訓子府に住み続けられる町づくり」への道半ばの思いは「すべての町民へのやさしい町づくり」へ継続し発展させなければなりません。基幹産業である農業だけをみてもT P P参加問題や戸別所得補償、農村農業基盤整備事業など課題は山積みであります。21世紀を担う子どもたちを励まし続ける施策、総人口30%を超えた高齢化率、きめ細かな各種高齢者福祉施策など、リーダーとしての町長の責任の重さと確かな町政運営、かじ取りの難しさを痛切に感じているところでございます。大好きな訓子府の将来に思いを寄せ、自らを奮い立たせ町民の期待に応えるために粉骨砕身、今後も邁進する決意でございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

2点目に「まちづくり推進会議」に関するお尋ねでございます。

このまちづくり推進会議は、今年の4月から10月まで、まちづくり委員会委員も経験された8名の方で構成する「住民参画ビジョン検討会議」において検討された結果も踏まえ、町が住民参画の仕組みとして設けるものでございます。

位置付けとしましては、私の諮問機関ではなく、主権者である町民の皆様が、まちづくりに参加、あるいは参画いただく機会を提供するとともに、町の施策などに町民の意見を反映し、地域が抱える共通の課題などを町内会・実践会の枠を超えて全町的視点の立場か

らオープンに話し合い、一緒に考える場として位置付けております。

その意味で、議員から冒頭ご指摘のありました「町民が奮起し、まちづくりに集結する仕掛け」の一つとも言えます。

また、町民の皆様への説明につきましては、一般の町民の方々の参加を募ったほか、町内会・実践会役員、各種団体の方々にも別途ご案内をして「まちづくり懇談会」を先月下旬に開催し、まちづくり推進会議も含め住民参画の仕組みについて説明させていただきました。

さらに、町内会長・実践会長会議での説明、ご希望があれば個別にも対応させていただき、この仕組みに対するご理解とご協力を求めていくこととしているところでございます。

なお、この仕組みの正式なスタートは来年の4月以降となりますが、まちづくり推進委員が出そろいましたら、まちづくり推進会議の役割や住民参画の仕組みなどについてご理解を深めていただくため、年度内に説明の場を設けるなど、準備を進めてまいりますので、ご理解賜りたく存じます。

最後に3点目の「財政健全化推進と行政課題解決に向けての施策」に関するお尋ねでございます。

財政健全化につきましては、町政運営の大きな柱でございますし、財政健全化戦略プランを中心に引き続き推進してまいります。

また、財政健全化に努める一方で、地域を支える人材の育成、産業振興、コミュニティの活性化、生活環境の整備など、社会経済の変化などにも対応でき、将来にわたって町を持続可能なものにする地域の基礎・基盤強化に努める必要があります。

さらに、誰もが暮らしやすく、住んでみたくするような地域環境づくりなどにも努める必要があると考えているところでございます。

こうした行政課題の解決のためには、町民の皆さんが本当に何を望んでいるのか、ニーズの把握や町民がまちづくりに参加・参画する仕組みづくりと実践などを通じ、多くの町民が共感できるまちづくりに向けた施策を実行することが重要であると考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） ただいま、町長の回答を得た訳ではありますが、1期目の Manifesto の道半ばという思いを次期町長選に継続するということでもあります。そこで、1期目の Manifesto 達成率を先日80%と本人は評価をされた訳であります。逆に言いますと20%の未達成となる訳ですが、例えば、これはくまでも菊池町長が次期町長として、継続していることを前提にして何う訳であります。この未達成の20%について、今後どのように対応するのか。一定の整理をしていくのか、それとも新たに Manifesto を提示する中で、1期目の分については節目として、そこで終わりという形になるのか。先ほど言いましたように思い半ばということがありますから、継続するものもあるのですが、その辺について、どの辺をどのように展開しようとするのか伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨日の冒頭の私の所信表明の中でも、道半ばの思いを説明させていただきました。

1つは、私が4年前にこのような Manifesto を町民の皆様にご提示をさせていただい

て、その実行の到達点について80%というお話をさせていただきました。ご存じのとおり非常に厳しい財政状況と地方自治を巡る情勢が非常に厳しい中、私たちは確かな行財政運営をこの4年間の中で第一義的に達成していかなければならないことを自分に言い聞かせてまいりました。その点でいいますと立ち遅れているさまざまな施策について、いよいよ2期目は、実践の年とっております。1つは、この9項目を現実に町長となってみて課題として残っているもの等は継続することは当然していかなければならない。

さらに、改めて見直しもしなければいけないことも当然ございますので、私は昨日お話ししましたように今度は町民が安心して住み続ける町づくりを2期目のマニフェスト2という言い方をしましたが、新しい政策をつくりながら、そして町民に提案し審判をいただく考え方に立っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） ここで、第1期目立起の時、全面に掲げた自治基本条例の關係であります、この自治基本条例制定について、まちづくり委員会の時期尚早との意見を受け、先送りしていると私はとらえておりますが、前日の所信表明の中でも、これらについて町長は一定の考え方を示したと受け止めております。そこで、この12月3日に総務省の地方行財政検討会議において、住民投票制度導入の検討がされ、通常国会で改正に向け検討するとの報道がございました。これらの点を踏まえ、考えてみますと確かに当町における町民、議会、職員の行政改革意識、醸成が不十分だったといえますが、基本的な考え方、柱となっていた点からしますと町長としての取り組み姿勢にも大きな課題があったのではないかと私は感じている訳ですが、この辺についての町長自身のとらえ方はいかなるものかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町政運営の中には、強いリーダーシップに基づいて、住民へ提案し、そして、どんどん行政運営を推進していく物事の決め方。

さらに、2つ目としては、住民がまさに主権者として参加し、それをまちづくりの基本にする。すなわち、住民自治を底辺の基本に据えて、行政運営をしていく考え方は当然でございます。私は、その点でいいますと住民基本条例につきましては、行政が条文化を急ぐあまり、他でも多くみられますように形骸化し、ただ作ったものにする<sup>けいがいか</sup>ことは、私は避けなければなりません。これは、昨日の河端議員にも大変厳しい言い方をさせていただきましたが、婦人行動参画計画についても同様でございます、私は主権者たる住民がその環境醸成のために、全力で投球する環境をつくりながら、私は、本来、この住民基本条例に立ち入っていかなければいけないことが、原則と考えているところでございます。その点で申しますと2年少々に渡って、住民の代表の方が、とりわけ今年に入り、参画のメンバーでございます8名の方々が慎重審議を重ねていただいたこの結果は、行政としてきちんと受け止めなければいけないのが、まず、1点目でございます。

しかし、一緒にパートナーとして組んでおりました企画財政課の職員がその参画委員とともに学習をしながら、今回私に答申をいただいたことと政治家たる菊池が、このまちづくり基本条例をどのようにしていきたいかということとは、また別の次元であり、さらに一歩飛躍した考え方と言いましょか、私は必要だと考えておりますので、これは受け止めながらも、この新たな参画委員の皆さんとともにまちづくり推進会議のメンバーとともに

にできれば、まちづくり基本条例の原理、原則、ここまで発展していけたら大変いいと思っております。

その一つは、住民の投票条例であります。これは、今、総務大臣になられた方は、地方自治の専門家で鳥取県知事をやられた方ですので、彼は以前から、この住民投票条例を制定する考えをもっているようでございます。それとともにというよりは、地方自治体の基本として、住民が重要な施策に対して、イエスかノーかを決定する投票条例は、当然のことと考えておりますので、それを一つの課題としていきたい。

それから、基本条例の大事なところは住民の責任、議会の責任、町長の責任、この3つの責任を明確にしていくことの点でいきますとそれを法制化、条例化していくことが当然でございますので、このところもさらに本来あるべきことも含め、議論しながら、皆さんの意見をいただいてやっていかなければならない。当然、議員の皆様にも協議をさせていただかなければならない。例えば、栗山町の議会基本条例は、皆さんご存じのとおりでございますが、議員の皆様が各地域に対して、町政に訴えてきたことやあるいは議論してきたことと今進めようとするを自分の後援会だけではなく、きちんと説明責任を負うかどうかも含めた住民基本条例になりますと当然、議会の皆さんとの同意形成もしていかなければならないこともございますので、この是非をめぐっても質の高い地方自治の議論を私は2期目にしていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 次期町長選をクリアしたことを前提としての話なので、あまり深く入るといろいろな支障も出てくるかと思えます。あくまでこれも前提であります。2期目に向けて、町長の行政運営の思いと町民の期待との距離感、これは今でも現実にある訳であります。これを細やかに分析しつつも関係する情報の収集とこれを踏まえた町の方向性を大胆に提示する必要があるのではないかと思います。先ほど町長からありましたように、重要なことについては、町民の判断をあおぐことであります。その前段で当然、首長としての方向性、思いを前に出す必要性があると私は思いますが、この辺についての基本的な考え、先ほども多少触れていると思えますが、さらにその辺についての基本的な考えをお聞かせいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 上原議員は、公職選挙法の難しい状況に今立っていることも含め、前提としてと気をつけていただいていると思えますが、私自身もその前提としてお許しをいただきたいと思えます。

1つは、これは昨日の川村議員の一般質問のやりとりの中でも、私は行政が最善の努力をする。住民が何を考え、何を求めているのか。

しかし、これも100%というのは非常に厳しい状況であるのは、どなたが町長になっても同じことがあるのではないかと思います。

しかし、私は基本的には町民の皆様の声を真摯・誠実に向き合うことについては、2期目にもし私が町長になったとしても可能な限り職員とともに努力をしていきたいと感じているところでございます。

1つ大事なことは、住民が、難しいこともきちんと責任を持つことは、私は自治の基本と考えております。町の主人公は町民でございますので、その点では、これからは、その

具体化に向けて、もっと現実の施策を展開していかなければならない。とりわけ私はいつも町政施行方針の冒頭に掲げておりますように憲法と地方自治の精神をきちんと全面に据えながら、生活者を支えていく、励ましていく姿勢を貫きたい。

特に、これから、昨日も若干述べましたが、今までは極力建物などのハード事業については、ある意味ではセーブし、借金をできるだけ少なくしていくことを考えながら、産業、教育、福祉を後退させないと言ってまいりましたが、いよいよ次の段階では、あまた多い、例えば、学童の放課後の問題、幼児の一元化の問題、さらには、医療費の問題等々とソフト事業を含めて、一人ひとりにやさしいきめ細かなまちづくりを2期目の現実的に提案していく時期ではないかと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） それでは、2点目のまちづくり推進会議の位置付けと町民の理解の関係であります。この件については、先ほどの回答の中で、諮問機関ではない。あくまでも住民の参画を求めるといいますか、参画の場をつくる機関であるということでもあります。それで、まちづくり推進会議の立ち上げがされる訳ですが、先の懇談会を踏まえて、その対策等々いろいろ考えておられると思います。この中で説明を私も2回ほど聞かせていただきました。職員からまちづくり推進委員は、地域からの選出であります。実質的に委員個々の意見をいただくという説明でございました。

ここで、考えてみますと地域からの選出を受けながら、個人としてだけの発言という点からすると矛盾が出てくるということでもあります。当然、あの説明の場所でもいろいろと戸惑いを口にした住民の方々、町民の方々がいらっしゃいました。それらを含めて、逆に言いますと私のほうは、本来の狙いがどこにあるのかという疑問さえ持つ訳ですが、この辺についてのとらえ方、感じ方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） いろいろありますが、大局的に大きく見て、ともすると町長と議員に任せておけば、まちづくりは事足りるという考え方を少しずつ改善していきたい。すなわち、お任せ民主主義から住民が中心となるような発想や意見を行政の中に取り入れていきたいという願いがそこにはございます。

2点目に先ほども申し上げましたように、長い間、まちづくり委員会のメンバーの人たちが苦勞してつくり上げてきた。最初から過度な期待をその委員にするとなり手がいないのではないのか。まずは、個人の発言に責任を重んじて、そこからスタートすべきという意見を私は受け止めます。

しかし、狙いどころはといいましょうか、私自身が感じているところでは、それでとどまってはいけないと思っています。もちろん全町的な立場もそうですが、地域でのさまざまないろいろな問題点、課題が各実践会や町内会にもあります。そのようなことを地域の声として、そのまちづくり推進会議で発言することも当然求められるのではないかと思います。

しかし、非常にどのような対応をしたらいいのかという意味での受ける側の迷いも実践会長会議を見てもありますので、そこは、まずは入りやすいところから入ってくださという中で、私が今頭の中であるのは、職員が積み上げて予算書を作成し、3月議会に

提案し、そして、議決をいただくというやり方の一手手前に住民の代表の皆さんに予算の議論をしていただく。そして、地域のさまざまな声や全町的な立場になり、これはぜひ意見を聞きたいと考えているところでございます。等々含めていくとその中で議論していかなければならない課題は山積<sup>さんせき</sup>でございますので、ここは、確かに議員指摘のとおり私自身も私が求めることが本当にその推進会議で耐えられるかどうかということもあります。この辺のつらさもございまして、まずは、個々の責任においてというところから、スタートすることをご理解願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 段階を踏んでということでありますから、それはそれとして、とりあえず、進めていくべきだろうと思っております。先ほど質問の中で言いましたが、町民への説明が今後必要なかどうかという点であります。この点からしますと非常に先ほども申し上げましたように不安を隠しきれない懇談会参加者の状況をみますともう少し、しっかりとしたいと言いますか、今、町長が言われたような段階があることも含め、住民に十分な説明をするべきでないかということともう1つは、その目的と申しますか、目標を持っている中では、それに沿う適任者の選出が当然あるべきだと思う訳であります。選出する側と町民の皆さんがしっかりと理解をしていなければ、とりあえずあて職的な対応をしてしまうのではないかと思うことが1点。

また、前段でありましたが、昨日の河端議員から男女共同参画の問題の中でもありました。この懇談会の説明の中で地域の選出委員と公募による委員という提示されております。私は基本的に男女がどうというよりも先ほども申し上げましたように、この目的に沿う、地域が信頼して送り出せる。住民が信頼して託せる。そのような適任者を選出すべきと思う訳であります。そこであえて注文しておきますが、この男女の委員比率に終始することによって、行政側が公募の枠について別途いろいろな動きをすることは不適切と思う訳であります。その点で、これを企画している町として、その辺についてどのように考え、対応していくのかお聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（森谷清和君） まず、町民の方への説明の関係でございますが、先ほど回答の中でも申し上げましたが、まちづくり懇談会の中で一般町民の方にまず参加、出席を募ったこととそれから別途町内会、実践会、それから各種、福祉ですとか教育団体の方々にもご案内して、懇談会を開催し町民の方にご説明させていただいております。先日、実践会長会議の中でもご説明しまして、また戸別に、もし何かあれば相談に応じることで、ご理解、ご協力を求めているところでございます。

それから、各地域からのまちづくり推進委員の選任についてでございますが、その中で、一例としまして、チラシをお配りし、その中でどんな人を推薦したらいいのか、女性の方も積極的に参加できることなどについても地域の中でご配慮くださいとお話をしておりますし、それから、公職や地域役員などを経験した方やボランティアなどに活動されている方、それから、地域内でももちろん信望のある方など具体的にこのような方を選出のポイントとして、お示ししながら委員の方の選出をいただくことで今、準備を進めているところです。

それから、公募による委員に関しましては、まずは各地域から選出いただいた委員の方

たちで会議を組織しまして、その中でそのようなご意見も出てくれば、また考えることもあり得るかと思いますが、まずは各地域で選出いただいた方で組織し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） いずれにしても選出をする側、要するに一般の町民の方々が、十分この趣旨、方向性を理解した中で地域から選出できるような状況づくりをしていただきたいと思います。

最後にこの件について、前段でも出しましたが、この組織において、自治基本条例に向けての検討も折り込んでいくととらえていいのかどうか。その1点だけお聞かせいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 会議の1つのテーマとして、私はそれを肝に銘じているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） ずいぶん時間が少なくなってまいりましたが、3点目の財政健全化推進と行政課題解決に向けての施策の件であります。来年3月をもってくみあい飼料工場が撤退することになっております。このことによって、下村運送も含めた人口の移動が起きる。その中で税収及び町内消費への影響が出てくると思います。それらについて、どのように受け止めているのかということとクリーンエネルギーの実証実験を行った訳であります。これらを踏まえて、今後の見通しをどのように持っているのか。

また、財政縮減を柱とした財政健全化の推進を行っている訳であります。その中で行政サービスを今後どのように図ろうとするのか。例えば、6月議会だったと思いますが、住民証明書の発行について、検討していくというような回答をいただいております。

また、先ほどもありました医療費補助の問題、これの財源等の問題等があります。今年度、敬老祭を新たな取り組みとして、対象者の制限をしたといいますか、そのように敬老祭を実施した中で、高齢者の方々から80歳を越えるといつ迎えが来るかわからない。その意味では、もう少し我々の参加の機会を増やしてほしいものだという声もあります。これらについてもどのように高齢者のサービスを図っていくことになるのかと思います。

また、町長も先日の所信表明の中でも出しておりましたが、これから公共施設の更新、改修、また道路の補修、改修等々出てくる訳ですが、2期目にこれらをクリアしていく中で、財源をどのように考えているのか、この辺についてのお考えを示していただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） これなかなか厳しい問題がございます。それは、我が町だけではなくて北海道、あるいは我が国にとっても今の財政運営状況の中で、どのように切り盛りをしていくかは大変厳しい。しかし、限られた予算の中で一般会計ベースでいくと35億円、あるいは多くても40億円の状況の中で、入りが決まってきた訳です。今、一括交付金がどの方向性に行くのかは少し見えません。しかし、地方自治体が自由に裁量できるという中で、何を優先にすべきかを私は先ほど言いましたように住民参画会議の中で、大事な主要テーマとしても議論していかなければならないと考えておりますので、そ

の限られた財政の中であまた多い課題の着実な実行を進めていかなければならないのではないかと思います。今、何点かご指摘のありましたようにクリーンエネルギーの例えば見通し等については、これは従来100%の補助金をもらいながら今までやってきている訳です。いよいよその燃料化するといった時にRDFに対する燃料の助成や補助金は、ほとんど皆無に等しいというほど後退してまいりました。そういう中で初期投資も含め、およそ2億円かかることになっていきますし、公共施設のボイラー等の入れ替え等に、このクリーンエネルギーが本当に大丈夫なのか。それからたまねぎ農家のハウスの断熱、暖房などにぜひ使えないかという問い合わせもきていますと聞いておりますので、それらを総合的に判断し、新しいエネルギーとして、化学燃料が非常に高騰する状況が今出てきておりますから、ある意味では、これらのことを町民的な取り組みをしていく中で、解決していきたいというのが1点目です。

それから、住民証明書の例えば、高齢の方が来た時に顔と名前を証明するもので免許がなくなっている。これは内部協議をさせていただきましたが、そのことを例えば免許がなくなった人にカードを与えることが本当に平等なのかという議論も含め、内部的には相当激しい議論をしています。今の段階では具体的にどうするかというところはしていませんが、これも1つの証明をするのであれば何歳以上の全員の方ということが基本と私は思っておりますので、そのことが、例えば免許証もない、忘れてきた、証明するものがない。そのカードを忘れてきた人をどうするのかも含め、議論しているところですので、これもまた1つの課題として、検討していかなければならないと思っております。

それから、医療費の助成です。私は、義務教育の中学校までと考えておりますが、職員の中で内部検討をしているところです。これは、財源的には今の状況のベースからいきますと1,500万円かかっていく。1,500万円を経常経費の中で、経常的に積算していくことが可能なのかは、少し今の入りの問題で危険性がありますから、まずは、就学前からスタートさせるべきでないのかというのが、今、職員との議論の中で、このように検討を進めていることとございます。

それから、高齢者の参加機会については、言われるまでもなく、そのとおりでございます。そして、あまた多いいろいろな施設の改修や道路の改修等、それから施設の建設、国が戸別所得補償強化策を打ち出している中で、基盤整備事業を着実にやっていく。このことも今、来週早々に北海道庁の幹部と打ち合わせをする手はずになっておりますので、着実に国や北海道と連携しながら、農業経営が安定的な経営に向かうように町長として、私がもし2期目のその場につきましたら、最善の努力をしていきたいというのが、今の状況でございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） それでは、町長への質問はこの辺で打ち切りまして、次の2点目の質問に入りたいと思います。

2点目は、子どもの育ちの環境についてであります。

最近のニュース報道の中に、子どもたちの事件・事故が多く報道され、大変残念に思うと同時に怒りを感じています。

子どもの誕生に昔も今も大きな変化はないと思います。生まれた時代による育ちの環境が大きく変わってきていると思います。

少子高齢化や人口の都市への集中など含め、人と人の関わりは大きく変化し、また、生活は自然から遠のき、文化的な生活と称される合理的・経済的な点を重視する方向へと転換されてきました。

これらの環境変化が他人からの干渉を嫌い、密室で子どもを育てる孤立の「孤育て」を生み、過保護・過干渉をつくり上げる要因になっていると思います。

さらにこのことが、子どもの自発的発想が芽生えず、対人関係の経験不足、集団の中でふるまいがわからない「育ちそびれ」を生んでいると考えるところです。

これらのことが、さまざまな事象の原因の1つになっているのではないのでしょうか。当町は「子育て支援センター」の開設や相談体制の強化などに取り組んでいますが、子どもの育ちの環境についての考察と十分な配慮が必要と考えています。

町の子育てに係る現状と今後の取り組みについて、教育長の考えを伺いたいと思います。  
○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） ただいま、こどもの育ちの環境につきまして「町の子育てに係る現状と今後の取り組み」についてのお尋ねをいただきましたのでお答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおり毎日のように子どもに関わる事件・事故が報道され、子育ての行政に携わる者として、心を痛めるとともに大変危惧しているところであります。今、議員がお示しいただいた認識については、私どももほとんど同じ認識を持つものでございます。

さて、町の子育てに係る現状についてでございますが、乳児から幼児にかけての時期は、人間形成の上で最も大切な時期と認識しております。

一番子育てに手のかかる時期であり、両親も仕事や生活に忙しいことや核家族化が進んだこともあり、子育てを自ら学び、自信をもって子育てにあたることがなかなかできない社会になってきていると思います。ちょうど出生から保育園までの間に子育て環境の大きなエアポケットがあると思います。

そのような中で、本町では、本年7月に子育て支援センターがそのエアポケットを埋めるために開設され、保育園及び幼稚園も含め教育委員会が一体的に所管し、子育てや幼児教育の一元化に努めているところでございます。

町内1カ所に統合した保育園では、生後6カ月から就学時までの間、特に3歳児以上の町内の全てのお子さんには、家庭での保育の状況にかかわらず入園してもらえるよう施設の整備も含め、保育環境の充実を行っているところでございます。

先ほど言いました子育て支援センターでは、経験豊富なセンター長を中心に支援員1名と保健師1名を併任配置し、未就園の親の育みを目的としてスタートしたものでございます。

親子の遊びや交流のほか、子育てへの不安や悩みについても安心して相談していただけるよう体制を整備し、開設5カ月を経て、今後に向けての課題はまだありますが、利用者に概ね高い評価をいただいていると認識してございます。

幼稚園では、全員の4・5歳児が入園し、新幼稚園教育要領に基づいて幼児教育の充実を目指しております。保育園や各学校並びに地域とのふれあい交流などの活動にも取り組んでいるところであります。

また、小中学校では、住民の皆さんのお力の一部をお借りして、学校や児童生徒の育み

を支援する「スクールサポーター制度」を展開し、今年度で3年目を迎えましたが、多くのサポーターの協力をいただき、当初想定した以上の異年齢交流や感謝・あいさつを交わしながら、各種学習や行事を展開してきたところであります。

今後においては、未来を担う子どもたちが、保護者と共に心身共に健やかに成長されるよう皆さんのお力添えをいただきながら子育て環境の改善に努めるとともに、老朽化している幼稚園舎の建て替えや現在国において制度を検討されている子ども園制度など、子育て施設の整備に向けて鋭意取り組んでまいりたいと思います。

以上、お尋ねのありましたことにつきまして、お答え申し上げましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 私は、今質問しております議題の類似質問を平成21年第1回定例会、第2回定例会等でさせていただきました。いろいろな回答をいただいておりますが、前段、昨日の一般質問で成人者へのいろいろな活動への対策支援等々も問題として出されております。これらの支援についてもないがしろにできないとは認識しておりますが、子どもたちへのいろいろな環境づくり、活動、その他についての予算は、将来のまちづくりへの投資と考えるべきと思っております。その意味では、費用対効果の原理で判断すべきではないと思うところであります。子どもの育ちの環境整備は、その時々大人の識見が問われると思うところでありますし、これらの予算付けに関する、予算書を見ますと子育て支援センターはじめ、児童生活館、さまざまな福祉施設、社会体育活動等々を含めまして、多額の予算を組んでいるところではあります。十分であるのかとの問いかけになりますとどうなのか疑問を持つところも多々ございます。その意味では、当然先ほど回答の中でありましたが、乳幼児の育ちが将来に大きな影響を与えるという表現がございました。私もそのとおりだと思います。うちの町の子育て支援センターのセンター長が話しておりましたが、私はこの子たちの成人する時を見据えた対応をしていきたいと思っておりますとのことであります。当然、私は教育行政として、そのような視点から施策の提示、実行を行うべきと思いますが、具体的な対策も含め、お聞かせをいただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 子育て支援の大切さを議員は十分認識され、今回のご質問と今も再質問されていると思って聞いておりました。これは町長とも時々話すことでもあるのですが、やはり子どもは社会の宝、本当にこの人間社会の基本をなすものが、子どもさんな訳です。その子育てが総合的に社会がじょうずにできるか、家庭で親御さんが自信を持ってできるかは、今、議員が言われたように、10年先、20年先、30年先、大きく言えば、日本国の将来にも関わっていく大事なことと思っております。その思いが石岡センター長の成人を見据えたという発言につながっていることで、私どもも同感に思います。

さて、我が町の子育てとしては、町長が今回、子育て支援センターを中心的な政策として、2年がかりで実現されました。子どもという切り口を考えた時には、やはり町民の皆さんは最初に教育委員会を連想するというようなこともあり、私どもは義務教育、幼保一元化受託もしておりますので、その点では一貫性のある、おぎゃあと訓子府で生まれたら、その子どもさんは、一貫した子育て環境の中で育てていくことが大事だと思います。

町長が言われているように、Aちゃんという子どもが生まれてから、その子供さんの出生から子育て、教育への一貫した情報化を図り、そのデータ、個人情報保護の関係もありますが、大切にしながら、時々の子育て、教育に生かしていくことが必要であることを力説されておりました。私もまったく同感であり、このデータベース化について、今、研究の本当の入口であります、そこに入りました。これに象徴されるように訓子府で生まれた子どもが一貫性を持って子育て、教育、福祉に連動していくように関係課と協力しながら、壮大ではありますが、大きな目標に向かってやっていきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 子どもの育ちの中で大人の関わりが大きく影響してくると思う訳であります。大人の社会においては、それぞれニーズの多様化にどう向き合うのかが行政課題にもなっております。子どもたちが少子化でどんどん減っている中で、先ほど前段で申し上げましたように費用対効果の原理でもって、予算削減の方向にはしる傾向にもあるように思います。その辺を考えますと子どもたちに関し、大人たちのニーズが多いことを踏まえて考えても、子どもたちもいろいろな要望があると思います。当然、それをどう受け止めるのかが、我々大人の役割と思います。それに対してどう対応するのかということになるかと思えます。子どもたちは大人になっていく過程でどれだけ多くの体験をするのか。そこがやはりポイントになると思う訳であります。途中でいろいろな取り組みを中断することもあると思いますが、それらも含めて、やはり多くの体験をさせる。してもらえよう環境をつくることは、我々の責務と思っております。そのような意味で、我々が子どもたちの体験を支えていく大人の体制構築などに対する支援をどうするかが大きいと思う訳であります、それらについての対策を考えておられるのかどうかお聞かせいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 子育て支援なり教育にかける本町の予算につきましては、町のご理解もいただいて、近隣と比べても決して見劣るものではないと思っております。むしろ上位に位置するのではないかと思っております。これが1点、まずお話ししておかなければならないと思っております。

それと大人のニーズがたくさんある中で、予算配分の話もありましたが、子育てを支える大人を育てる対策のことを今、お尋ねがあったと思います。うちの町は、非常に大人の方が子どもさんに対する温かい眼差しをお持ちの方がたくさんいらっしゃって、ボランティアにも参加されていますし、何度も僕らが力説しておりますスクールサポーター事業への結集や事業の予想外の展開など、または、子育て支援センターの預かり保育に関してのメロンキッズの女性の皆様の長い期間でのご協力もあり、本当に人的資源に恵まれている町だと僕は思っております。大きな町になるとなかなかこのようなことにはならないと思っております。本当にマンパワーという資源に恵まれている、思いやりのあふれる町だと思います。ただ、善意に頼ってばかりでは、今、議員ご指摘のように長続きしないし、息切れすることもございますので、ボランティアセンターを社協でもやってらっしゃいますが、皆が情報交換をしたり、お互いの体験を交流したりする場の創出にはお金がかかりません。昨日の西山議員のご示唆もありましたし、そのようなことも含めて、お金をかけなくてもできること。お金をかけなければできないことをよく判別しながら、議員から

今、ご指摘があったことをよく考えながら、本当に真摯に対応していきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） それでは、続きまして、質問を行います。当然、スポーツ少年団等々の対応等についても、今、教育長の言われたそのことを基本的な考えとして、対応してほしいと思います。前段でも申し上げましたが、人の関わり方がわからないことによる子ども同士のトラブルが結構多いのではないかと感じておりますが、その原因は、ある意味では、親自身が人との関わり、他人との関わりについて、体験が不足していることも一因でないかと感じる場所もございます。もう1つは、子どもにたくさんの体験をさせてあげたいという取り組みを例えば、支援センターも保育所、幼稚園も含め、実施していく中で、例えば、事故等の責任問題についてがいろいろとネックになってくると思います。それらについても十分、その親たちの自己責任があることも周知させていただきながら、さらに体験が積まれる環境づくりをしていただきたいと思います。時間ないですが、もし、何かあればお聞かせいただいで終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 1分ですが、教育長。

○教育長（山田日出夫君） 子どもの育みの中で体験の大切さは、本当に言われるとおりでと思います。私のことを考えても、ああすればよかった、こうすればよかったと反省ばかりが今、大人になって残っております。やはり、子どもさんに体験させられるのは、家庭の親と地域の大人そして学校とします。よく今の言葉を胸にし、豊かな体験ができるように、社会教育等々の中や公民館活動の中でも含め、心してまいりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） これで私の質問を閉じたいと思います。来期、もし、私も町長もここにいた時には、さらにこの問題についても深く議論をし、いろいろなことを方向付けしていけたらと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 9番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで、午前10時45分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、7番、工藤弘喜君の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、私の一般質問をこれから行いたいと思います。今回、大きく2点質問をあげています。それでは一般質問通告書に従いまして、順次質問をしていきたいと思います。

まず、はじめに、国保の広域化についてであります。

本町だけでなく、全道的、全国的にも国保を取り巻く状況は、年々厳しくなっています。本年5月、通常国会で「国民健康保険法」の改定が行われたのを受け、北海道は10月に国保の広域化を推進する「広域化等支援方針」素案をまとめ11月4日の道議会保

健福祉委員会にて報告されたと伺っております。

また、1月28日付北海道新聞でも高齢者医療制度の再編と合わせた「国保の広域化」についてのアンケート結果についても報道されておりました。

今、ここに来て「国保広域化」の動きが急になってきている中で、いくつかの問題点もあると考えます。

よって、次の事項について、町長の見解を伺いたい。

①、はじめに、今起きている「国保広域化」の議論を町長はどのように受け止め、対応しようとしているのか伺いたい。

②、10月に道がまとめた「広域化等支援方針」の素案についてであるが、この方針の策定に向け、市町村等へ説明や意見の聴取があったのか伺いたい。意見の聴取があったなら、本町としてどのようなことを述べたのか差し支えなければ伺いたい。

③、「支援方針」素案の内容は、どのようなものなのか伺いたい。

④、広域化へ向けた現在の進捗状況と今後の進め方はどうなっているのか伺いたい。

⑤、国保の厳しい状況を背景に国保制度のあり方が問われ、まさに国保は重要な分岐点に立たされていると考えます。本来、国保法の理念から踏まえても「社会保障及び国民保健」のための制度であり、運営の責任は国が負う社会保障、そして、住民福祉としての制度ととらえることが大事かと考えているところではありますが、町長の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、国民健康保険の広域化について、5点のお尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「国保広域化の議論をどのように受け止め、対応しようとしているのか」とのお尋ねでございます。国保会計の財政運営は本町のみならず、全道・全国的に大変厳しいものがございます。法定外の一般会計からの繰り入れを余儀なくされている市町村は、全国で7割に及ぶ異常な状況であることは、議員も十分ご承知のことと思っておりますが、国民皆保険の最後の砦<sup>とりで</sup>である国保制度の現状は、小規模保険者では財政が不安定となりやすいこと、被保険者の年齢構成や所得分布の差異が大きいこと、医療機関の偏在によって医療給付費の格差が生じていることなどの構造的な問題を抱えております。

また、被保険者側からみれば、保険給付は全国共通であるものの、保険税は市町村ごとに大きく異なっており不公平感があるなど、構造的な要因に加えて、市町村によって、保険税の算定方式が異なること、健康づくりなどの保健事業や医療費適正化策の取り組みに違いがあること、収納率が低い場合、他の被保険者に負担が転嫁されること、保険税の上昇を抑制するため一般会計からその財政状況に応じ法定外の繰り入れを行わなければならないなどの問題がございます。

こうした問題に対しては、保険財政の安定化や保険税の平準化の観点から、これまでも医療給付費の実績や所得の差異に着目した国、都道府県及び市町村による公費投入、医療保険制度全体あるいは市町村国保間での財政調整、市町村合併や広域連合の活用などによって対応されてきておりますが、いまだに十分な措置が講じられていないというのが状況でございます。

さて、国保の広域化については、後期高齢者医療制度が廃止されることに伴い、急速に都道府県が国保の保険者に、との議論が活発化してきましたが、国民健康保険が小さな自治体での運営、小規模保険者での経営では、とくに限界が来ている現状を考えれば、当然の流れであると認識しており、広域化に向けて期待をしているところではありますが、広域化の実施の有無に関わらず、安定した国保財政の運営のためには、国庫負担の引き上げについて、引き続き国に対し要望を続けていく必要があると考えているところでございます。

次に、2点目の「10月に道がまとめた広域化支援方針の素案について、方策策定に向けて市町村等への説明や意見聴取があったか。あったとすれば本町としてどのように述べたのか」とのご質問でございます。国は前段申し上げました現状を改善するため、さらに、今後の医療保険制度について、将来、地域保険として一元的運用を図るという観点から、まずは、市町村国保の運営に関し、都道府県単位による広域化の推進が必要であるとしておりますが、この広域化を円滑に進めるためには、国民健康保険法第4条第2項に基づき、市町村国保の健全運営について必要な指導を行うこととされている都道府県が、当該都道府県内の市町村国保の置かれた状況を踏まえ、また、当該都道府県が定める医療に関する各種計画などとの整合性をとりながら、地域の実情に応じた広域化を進めるため、市町村の意見を十分に聞いて、広域化等支援方針を策定することとしているものでございます。北海道はこれを受け入れ、まず本年7月に「国民健康保険広域化支援方針に係る市町村アンケート」を実施しております。アンケートの内容につきましては、支援方針に盛り込む事項として、国から示されたいくつかの項目のほかには何か意見があれば、という内容のものでありましたが、本町からは「増え続ける医療費に対し国庫負担の増額もセットで考えなければ広域化、財政の安定化の議論も限界があるのではないか」という回答をしております。

本年9月と11月には市町村連携会議が開催され、広域化等支援方針の概要説明があり、「広域化等支援方針」の素案についての意見を求められましたが、北海道の現時点でのスタンスが広域化の推進というよりは、今できることを最優先に考えていると内容のものでありましたので、広域化については具体的には触れず、財政運営の安定化を図るための保険財政共同安定化事業について「交付される額が拠出する額を常に下回る保険者が多く、この制度が安定化どころか逆に財政を圧迫させている」ことを指摘したうえで、拠出金の拠出方法について、今回から都道府県ごとに特別に定めることができることとなったことから「この事業のあり方自体を含め抜本的に見直すよう」と回答したところです。

次に、3点目の「支援方針素案の内容はどのようなものなのか」とのお尋ねでございます。北海道がまとめた広域化等支援方針の素案の内容につきましては、5章からなっており、第1章の「方針策定の趣旨」では、平成22年5月の国民健康保険法の改正により広域化等支援方針を定めることができることとなったことや方針の対象期間などについて、第2章の「北海道の国民健康保険の現況」では、保険者や被保険者の状況、医療費の動向や財政状況などについて、第3章の「道の果たす役割」では、保険税収納率向上対策や医療費適正化対策などの財政安定化に資する取り組みへの支援などについて、第4章の「国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化を図るため具体的な施策」では、広域連合の設立の推進、滞納整理機構の設立の推進、保険税収納率向上対策

の推進、高医療費市町村における医療費適正化の推進などについて、第5章の「市町村等との連携」では、国民健康保険市町村連絡会議を含め、市町村等と十分な連携を図りながら、国保の事業運営の広域化及び財政の安定化に向けた取り組みを進める。という内容でございます。

なお「現在検討されている新たな高齢者医療制度については、平成22年度末に予定されている高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめを踏まえ、平成23年度通常国会に関連法案を提出し、平成25年4月を目途に施行することが見込まれております。このため、広域化等支援方針に盛り込む内容については、将来目指すべき方向性を掲げつつ、当面、平成24年度までに取り組むべきものを中心に定めることが望ましい。なお、当初策定する広域化等支援方針については、新たな高齢者医療制度が明らかになった後に、必要が生じれば、その内容を変更するといった対応も考えられる。また、新たな高齢者医療制度の内容によって大きな影響を受ける可能性がある項目については、当初に策定する広域化等支援方針には盛り込まず、来年以降、具体的な方向性が明らかになった段階で、新たに項目を追加することも考えられる」という国からの技術的助言もあることから「北海道としての基本的な考え方は、現在、国において検討されている後期高齢者医療制度に代わる、新しい高齢者医療制度が平成25年4月を目途に施行される予定となっていることから、その状況をみながら広域化について具体的に検討をしていくスタンスをとる方針である」との説明を受けております。計画期間である平成22年12月から平成25年3月までの間に実際に実施可能なことに主眼をおいた支援方針内容としているものであるとのことであります。

次に、4点目の「広域化へ向けた現在の進捗状況と今後の進め方はどうなっているか」とのお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたが、北海道としての基本的な考え方は「新しい高齢者医療制度」の状況をみながら広域化について検討をしていくスタンスであるため、さらに全国知事会が都道府県単位の広域化に反対表明をされている状況もあり、積極的に北海道が即、保険者になることは考えておらず、国の動きの様子をみながら検討するという印象を受けておまして、進捗と申しますか、今後の進め方につきましては、今後具体化してくるものと思っております。

次に、5点目の「国保は重要な分岐点にさらされているが、本来、国保法の理念から踏まえても社会保障及び国民保健のための制度であり、運営の責任は国が負う社会保障、住民福祉としての制度ととらえることが大事と思うが、その見解は」とのお尋ねでございます。議員ご指摘のとおり、現在のように職域保険、地域保険とたくさんの保険で運営するのではなく、本来国が一元的に運営することが今回の広域化の到達点と考えますし、このことが財政運営の安定化に、また制度運用の簡略化につながり、国民（町民）が安心して平等に医療が受けられるような制度設計が必要であると考えております。

いずれにしましても、国保の広域化の問題につきましては、新たな高齢者医療制度が大きく関わってくると思われますが、憲法第25条の生存権に関わる制度であり、広域化によって、町民へのサービスの低下や保険税の値上げにならない制度となるよう国や道の動きをみながら、適切に対応してまいりたいと思っております。

以上、お尋ねのありました5点についてお答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、町長から答弁いただきましたが、まず、この広域化の流れについては、今、答弁の中でもお話されておりましたように、いわゆる後期高齢者医療制度の改定が2013年ということで今進めていますし、そのような方向として、定着した段階で、つい先ごろの新聞報道でも、この2018年を目途にいわゆる高齢者以外の国保の広域化という形で18年を目途に組み立てていきたいということも報道されておりました。今の時点で答弁にありましたように、急いで何かをどうこうということではないのですが、しかし、そのような動きというのは確実に起きていますので、そのような動きの中で、また現に道で素案が出されていますので、これらを基に若干の再質問をさせていただきたいと思っております。再質問のポイントと言いますか、方向としては、今言ったように広域化に向けて、2つか3つからの方向から質問することになると思います。

まず、1つは、広域化に伴って、町村の役割と責任。それから、国の果たすべき役割がどうなっていくのか。あるいは責任も含めて、どうなっていくのかというところが1つのポイントではないかと思っております。

それともう1つ、2つ目のポイントとして、いわゆる広域化によって、国保はどのようにどこが変わっていき、そのことがもっと言えば被保険者であるいわゆる訓子府であれば町民にどのように影響を与えるのかということ、どのようにそこら辺が変わってくるのかという点で、後ほど若干質問をしたいと思っております。

そして、何よりも3つ目として、最後になりますが、これは先ほどの⑤の中で答弁いただいたことと大きく関わることになりますが、やはり、今の国保の深刻な状況が、この広域化によって本当に課題解決されるのかということも含め、もし、聞ける時間があれば聞いていきたいと思っております。

それでまず始めにですが、先ほどいろいろ広域化の目的、国側が今動いている目的などを町長の答弁の中でお聞きした訳ですが、まさに客観的にみたらそのような状況も確かにあって、今何とかしなければいけないということになるのは事実だと思うのですが、もう一方で、素案の中身からみえてくるものを私なりに独自解釈をしたのですが、1つは、この素案の中で述べられているように、事業運営の広域化やいわゆる滞納整理機構の問題、それから収納率の問題への取り組み等が出ています。もう1つが、医療の適正化対策、政策と言いますか、これがやはり大きなポイントになってくるというようにみていたのですが、このようなことが背景にありながら、この素案をどうみるかということになってきた時に、これにこのことが実際、この素案に基づいて取り組むことになる、その方針ができて、広域化に向けた地ならしがされていくと思うのですが、その中で先ほど最初に言いました道と各市町村のそのような背景の中で、道と各市町村の役割分担は、どのようになると考えているのか、まず、これをお聞きしたいと思います。そして、我が町が今、大変な状況の中でも一般財源の繰り入れも含めながら行っている訳ですが、この市町村の国保の運営に対する責任は、どうなっていくと思うのか。まず、1つとして、この点について、お聞きしたいと思います。それともう1つ、繰り入れの関係で聞きたいのですが、この素案の中では、やはり広域化の大きな狙いの中には、一般会計の繰り入れをやめていく方向、やめてもらいたいという方向が明確になっているのではないのかと思っております。そのような意味からも、もし仮に一般会計からの繰り入れをしない場合、例え

ば、本町の場合で、平成21年度の決算からみて繰り入れをしない場合の国保税は、どのような金額になるのか。どの程度というか、おおよその概算になると思うのですが、そのようなことをもし答弁できるのであれば、お願いをしたいと思います。この2点でお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） ただいま、広域化につきまして、2点の再質問をいただきましたが、広域化の素案の関係でございます。道と市町村の役割分担について、どのようになると考えるのかというご質問でございましたが、まだ国保の広域化についての具体的な内容については、ご存じのとおり、何も示されていない段階でございますので、お答えが非常に難しいのですが、考えられるとすれば、現在、広域連合で運営しております後期高齢者医療制度が参考になってくると考えております。後期高齢者医療制度を例に申し上げますと保険料の付加、それから医療費の給付等につきましては、広域連合で行うということで、国保が広域化になれば北海道が行うことになり、保険料の徴収や各種申請等のいわゆる窓口業務、町民と接する場所の部分の窓口業務につきましては、各市町村が行うというような分担に今現在なっておりますので、これらを参考にした役割分担になるのではないかと想定されております。市町村の保険運営のからみで責任の所在につきましては、これも同じように広域連合のことで申し上げますと広域連合では、議会が組織されておまして市町村長や議会から選ばれた議員で構成された広域連合の議会があります。ここで予算の審議や条例などを決定していく。このような前例のある広域連合が参考になり、国保の広域化につきましても近いような形で動いていくのではないかと想定されるところでございます。

それから、2番目にご質問のありました一般会計からの繰り入れをしない場合の市町村の役割と申しますか、市町村ができることの話でしたが、これにつきましては、どのような体系になるのか想定できませんので、何ともお答えできませんが、まず、最終的に広域化で一番ネックになってくるのは、保険料、保険税の統一と言いますか、同じ標準化になっていくことが一番大きな問題だと思います。訓子府町の場合につきましては、北海道の中でも医療費からみますと保険税は、なぜかしら平均よりは高い状況にございますので、広域化、平準化していくことになった時には、訓子府町の保険税がすぐイコール上がるようなことは、なかなか考えられないと思っています。もしかするとできれば下がってほしいというような場所にいるのかというような気はしますが、そのことから言いますと一般会計からの繰り入れを今、行っている部分が、要するに町の補てんができるのかどうかという部分も不明確でございますので、現段階では独自に助成をするような考えは持ち合わせておりません。

最後に21年度の決算で、一般会計からの法定外の繰り入れをしない場合の保険税のアップ分のお話でございましたが、これにつきましては、21年度の決算で言いますと算定が難しいのですが、昨年、1千万円を上げた場合で想定した試算の数字がございまして、今回、平成21年度の決算の数字に合わせますと840万円ほどが一般会計からの法定外の繰り入れをしてございます。試算した数字は今、1千万円で少し開きがありますが、近いところということでお許しをいただきたいと思います。この時の数字は、法定限度額を4万円を上げるものと合わせまして、所得割を0.2%上げた時の想定で1千万

円でございますが、所得が0円の世帯につきましては、影響は0円。所得100万円の世帯で年額2,700円程度。所得300万円の世帯で年額1万700円程度。所得500万円の世帯で年額1万8,700円程度。所得700万円の2人世帯で年額2万6,700円程度。同じ4人世帯で4万3,400円程度と試算している数字がございます。ちなみ参考までに、平成22年度の決算見込みの数字で申し上げますと今の段階での一般会計からの法定外の繰り入れの額は、1,670万円程度の決算見込みとなっております。これを繰り入れをしないで保険税に転嫁したという仮定の場合の数字でございますが、所得割をそれぞれ上げることになります。基礎分の5.6%のものを1%上げて6.6%、この分で約850万円程度。それから後期分の現行1.4%を0.5%引き上げて1.9%にした場合の増加額が460万円程度。それから介護分の現行0.7%を0.3%引き上げて1%にした場合の増加額が約370万円程度で、繰り入れを予定している決算見込みの1,670万円に大体見合う金額で申し上げますと今の金額が上がってくるということでございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、お答えがありましたように、いずれにしても広域化の狙いとして、国が出してきていたこの広域化の大きなポイントは、やはり町村からの法定外の一般会計からの繰り入れをなくしてほしい。そしてもう1つ、いろいろな取り組みがその素案の中でも出ている収納率の問題、何とか収納率を高めてほしい。あるいは滞納を何とか減らしてほしいというのが、大事なポイントになっているところでもあります。やはりその背景というのは、統一したいいわゆる北海道がその広域化をすることによって運営主体になる。そうすると先ほどの答弁にあったように、そこが保険料を算定、決めなければいけなくなってくると百いくつの市町村の公平感を保つためにも今あるいわゆる法定保険料負担を低減するための努力をされては困るところに、やはりいくのではないかと考えています。結局その背景には、その理由として、やはり医療費の適正化というものも先ほども町長の答弁の中にありましたが、それがやはり大きなおもとにあって、医療費の適正化、負担と給付の適正化、いわゆる金を負担をただけの見合いで、医療給付を受けてくれという背景がやはりなければ、この市町村、いわゆるその国民健康保険の広域化というのは、生まれてこなかったのではないかと考えております。そのようなことからいきましても、やはり今言ったように、法定外の繰り入れがなくなることによって、やはりこれだけのことが各町民の中に出てくるということ。

それから、もう1つ、広域化に伴って、訓子府はなかなか十分な対応もできているのかどうかという点でいけば、少し疑問もあるのですが、各市町村で定めている法定減免、いわゆる減免条例の関係です。そのようなそれぞれの条例の取り扱いについては、どのようなことが予測されようとしているのか、これも確かに十分定まっていませんから、何とも答えようがないと言われればそれまでなのですが、ただ、どのようなことが予測されるのか、お聞きしたいと思います。

それともう1つ、滞納者など困難を抱えている人たちに対する対応がどのようになっていくのかと考えています。現在でいけば、やはり町村が、いわゆる目の見える関係、お互いの立場が見える関係の中で収納率の向上に向けて努力されている。それから滞納整理の問題についてもされていますが、広域化することによって、この点について、問題が出て

くることはないのかどうか。

この辺についても考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 今、法定減免の関係でご質問をいただきました。これも苦しい答弁になりますが、後期高齢者医療制度の例でしか、やはり申し上げられないと思っておりますが、減免条例の扱いとしましては、やはり基本的に被保険者だったり、その属する世帯が基本、大前提であります。地震、風水害あと火災、失業、それから農作物の不作というようなことで、せいぜいその他、広域化になれば北海道が定める者というような内容の減免の内容になるのではないかと思っております。広域連合もそうです、やはり全道一律の内容の法定減免になってくるという想定はされます。

それから滞納者関係の部分でのお話ですが、これも同じように後期高齢者医療制度の例でしか申し上げることができませんが、保険料の滞納分につきまして、滞納者にかかる措置につきましては、やはり同じように実施要項をそなえまして、全道一律の基準で行うことになると思っておりますが、その中でも一律に短期証や資格証を交付する一律な方法ではなくて、弁明の機会など、例えば訓子府町であれば、訓子府町の中での審査委員会などを設置しまして滞納状況等を丁寧に審査し対応していくことになると思っております。

いずれにしても広域化については、都道府県が保険者になるのか、どのように運営するのかといったような具体的な部分は、これからという段階でございますので、今、ご説明しました広域連合と同じような扱いになるのかもどうかともわかりません。今後、小さな自治体が、この広域化に関して声が届かなくなるようなことのないように、今後、動向について、注意深く見守っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひ、そのような方向でお願いをしたいと思っております。確かにまだまだ時間があることにはなっておりますが、ただ、一つひとつ向こうから提案されることに対し、やはり国保の問題は、確かに財政運営、今の状況でいけば財政運営含めて、国保の事業は厳しい、そして、そのことによって町も大変な状況になっている。いわゆる保険者としての大変さと同時に考えていただきたいのは、被保険者の対応も含め、状況がどうなるのかということに目を向けていただく議論を忘れないでほしいということです。国保の状況については、これは何回も言われているように被保険者は、職がなかったり、いわゆる所得の問題でいっても極めて低い所得の状況にある。そして、もう1つは、そこら辺に国保だけの問題ではないのですが、市町村としても目配せをしなければいけないような対象の世帯も当然多い訳ですから、そのようなところでの視点を欠かした広域化の議論になってしまうとこれはたちどころに大変なことになると思います。

最後に町長からもう1回見解を伺いたいのですが、いわゆる今ある国保の精神、法の理念からいっても合いいれないものが生まれてこないとも限らないことがあると思っております。そのような意味からしても、ぜひその部分の視点だけは決して忘れてほしくないし、そのようなものを抱えながら、おそらくこれから道段階も含め、さらにくると思っております。そのような中で意見を述べていって対応してほしいところであります。そのことも含め、最後に町長にもう一度、よく国民健康保険は、助け合いの制度と言われます。しかし、果たしてそれが現在の国保法の先ほどから言っている理念に合致するのかと言ったら、やはりこ

それは助け合いの制度ではないというところにきちんと立脚をしないと今のその国保の大きな広域化の流れも含め、あるいは後期高齢者医療制度の改定の流れも含め、やはり国民の側に立って、あるいは町民の側に立った制度の改定に、いわゆるいいものになることにつながっていかないのではないかと思います。やはりこれは助け合いの制度ではなくて、国保法の第1条で言われているように、社会保障や国民保険のための制度であること。それから、この国保の運営についての責任は、国が負うというところにしっかりとたつた議論をしなければ、助け合いの制度ですというのは、旧国保法の本質でありますから、そこら辺はやはりきちんと理解をしながら進めていかなければ、被保険者にとっても大変なことになってくるのではないかと思います。その点で、再度、町長がこの問題に対する対応、認識について、もう一度伺いをして、この質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 最初の答弁でも申し上げましたとおり、この国民健康保険制度とは、憲法第25条でいっている生存権に関わる問題であり、ある意味では、国民皆保険は我が国のもっともすぐれた保険制度ということは、誰しもが認めるところでございます。新政権は、高齢者医療制度の高齢者自身の差別であり、この制度を撤廃することを公約に掲げておりましたが、実際には非常に難しい局面に今、立たされていることは、いろいろな新聞を見ても明らかでございます。特に、財源をどのようにするかということについては、消費税の値上げの問題やあるいは高齢者の70歳から74歳の医療費の負担を今、10%を20%に引き上げることも内部検討では出ているということでもございます。さらには、介護保険制度をめぐって、1割負担を2割負担にまたこれも引き上げる点でいきますとまさに低所得者や高齢者にとっては、大変な状況がこの医療保険制度をめぐって起きてくるのではないのかと思います。私は何度もこの議会でも答弁させていただいておりますように、当初、この国保制度が始まった時の国の負担がおよそ全体経費の47、48%に達していたものが、現在、25%か27%ほどの4分の1にとどまっており、保険者、被保険者の負担が非常に高くなってきていることの原点に戻らなければならないのではないかと思います。北海道は、広域化することによって、都道府県知事会については、反対をしている訳で、北海道も名を連ねていると思うのですが、それは道の抛出が多くなることに対する危惧、これは国家的な国の責任を果たすべきということが知事会の考え方でありまして、北海道町村会においては、逆に広域化をもっと推奨し、保険者としての安定経営を図るためにも広域的なことが必要ということが大体の大きな流れであります。いずれにしても、根本的な問題からすると財源的な問題をどうするのか。そうすると国の負担をもっと多額な制度に対する投入していかないと根本的な解決にはならないのではないかと、まず、1点目であります。

それから、議員ご指摘のとおり、広域化することによって、今の高齢者医療制度の広域連合の進め方からしてみると議会が形成されます。そして、それぞれの自治体からの代表等々によって、この制度は、議会運営をされている訳ですが、ともするとこれらが市町村が顔の見える形で、この保険制度を行っていたことが、広域になったことによって薄まるのではないかと、ということが確かに危惧されることもひとつありますので、これらをできるだけ暮らしをしている人たちの声をこの議会にももし広域連合化された時には、届けていかなければならない。ましてや、冒頭にも答えましたように広域化することによって、被

保険者の保険税が自動的に上がる。あるいは短期証や資格証明書等々を発行する事務的なものではなく、一人ひとりの生活を重視したできるだけ安心して医療にかかれることをどのようにして現実のものにしていくのかということ、町長として広域化になったとしても行っていく立場でございますので、議員のご指摘のとおり一層の努力を今後も重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、次の質問に入っていきたいと思えます。

次は、子ども・若者育成支援推進法についてということで質問をいたします。

子どもや若者を取り巻く環境が悪化し、社会生活を営む上で困難を抱える若者が増え、それが「ニート・ひきこもり・不登校」など深刻な状況を生み出しています。

本年4月、このような子どもや若者を支援するためのネットワークの整備を進めるということで「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。自治体に対しては、情報の提供や相談のための機関を設けること、また、関係機関で構成する支援のための協議会の設置に努力することなどが求められているものです。

この件について、次の事項について町長の見解を伺います。

①、このほど、内閣府が発表した「子ども・若者白書」からも見てとれるように、現在、ニート、ひきこもりなど、子どもや若者が抱えている深刻な問題について、どのように町長は認識しているのか伺います。

②、本町において、これらの困難を抱えている子どもや若者の実態について、どのように把握しているのか伺います。

また、当事者、家族への対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

③、「子ども・若者育成支援法」では、関係機関などで構成する地域協議会設置の努力義務が課せられていますが、この対応についても考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 子ども・若者育成支援推進法について、3点のお尋ねがありましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「ニート、ひきこもりなど、子どもや若者が抱えている深刻な問題について、どのように認識しているのか」とのお尋ねですが、内閣府が発表している「子ども・若者白書」によると、15歳から34歳のひきこもりの数は、狭義のひきこもりと、準ひきこもりを合わせた広義のひきこもりは全国で69万6千人、この年代の人口の1.79%とも言われております。また、ニートやフリーターの数も相当数にのぼるとも報告されております。

こうした実態については、議員が心配されるように深刻な問題として重く受け止めており、国もこうした状況を放置できないことからこの法律を制定したものと考えているところでございます。

ひきこもりやニートはそれまで生活してきた教育環境や地域環境、家族、友人等さまざまなことが原因で起こるとも言われており、経済や雇用などを含めた総合的な社会環境を整えていくことも必要であり、関係機関によるネットワークづくりも法の趣旨、目的となつていますが、本年4月に施行されたばかりということもあり、より実効性のあるものに

していくことが大事だと考えております。

北海道においてはこの法律を受けて、11月を「子ども・若者育成支援強調月間」として広報啓発活動や各種行事等を開催し、その対策に取り組んできているところがございます。

次に2点目の「本町における困難を抱えている子ども・若者の実態把握と当事者・家族への対応」についてのお尋ねでございます。ひきこもりなどがどの程度の人数になるのかの実態を把握することは実際のところ困難で、一部把握をしているケースはありますが、当事者が家族との話し合いに応じないなど、町として介入することが大変難しく、根本的な解決に結びつかないケースが見受けられます。

しかしながら、将来的に家族が高齢化していくことなどを考慮すると放置できない状況にありますので、専門機関につながるような支援をまいります。

次に3点目の「子ども・若者育成支援法による地域協議会設置の対応」に関するお尋ねですが、子ども・若者育成支援法では都道府県と市町村に「子ども・若者計画」の作成や「子ども・若者支援地域協議会」の設置を努力義務として課していますが、現在全国的に設置済みの市町村は札幌市、新潟県三条市、京都市、奈良県葛城市かつらぎの4市のみとなっております。北海道では北海道青少年健全育成推進本部に子ども・若者支援部会を設置し、道としての地域協議会設置等に係る検討を進めているところと聞いておりますので、これらの動きも見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、何点かについて質問していきたいのですが、この問題については、本当になかなか難しいというよりも、そう簡単なものではないことを私自身も考えるところです。ただ、その中でそうはいつでも、やはり問いかけているものは、非常に深刻だし、本当にそのまま放置して知らないと言い、あるいは当事者同士、当事者だけで任せておけるようなことにもならないのではないかという思いもしているところがあります。まず、支援法そのものについてですが、私もいろいろ見ていく中で、確かに法そのものの実効性は本当にどのようになっているのかというような思いも実際はしています。例えば、法そのものをみていく中で、その目的達成をどのようにしていくのかがやはりなかなか明確になっていない法であったり、その法の達成のための裏付け、財源も含めてなのですが、しっかり示されていなかったり、あるいは国が本当にこれを総合的な中で連携しながら行っていくのか、最終的にどの省か、厚生労働省なのか、文科省なのか、あるいはまた別の形であるのか、その辺の所在が本当に明確になっていないという思いも実際しています。ただ、そうはいつでも今、町長の答弁にもありましたように現実やはり非常にこのようなことで大変な状況となっているのであります。それを地域として、町として、やはり放っておくことにはやはりなっていないかと思えます。ただ、難しいということだけで済むことにはならないのではないかということで、少しこれを考えてみたいということで今回質問している訳ですが、法のあるなし、できたできないに関わらず、当然、本町においても、そのような方たちとの対応はされてはいると思うのですが、ただ、みていて確かにデリケートな問題も含まれていますが、その辺の課題解決に対する横の連携、例えば、この法の中の説明でいきましても、当然、協議会の設置を努力しなさい

とされている協議会そのものが、例えば、子どものあるいは若者の困難さの局面が、例えば福祉の問題であったり、教育の部分であったり、あるいは保険医療の問題があったり、あるいは雇用の問題と本当に多岐にわたっています。そこら辺をやはりどう連携していくのかという視点がなければ法のあるなしに関わらず、やはり解決されていかないのではないかと思うのです。その点について、これまで意識というのか、考え方があったのかどうか。今後これについて、やはりこのような形、これをきっかけに町としても考える、準備する状況にはないのかどうか、まず伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨日も類似するご質問が出ましたが、非常に難しい。心の問題として、実態を把握することが難しいのとどちらかという和家庭内で問題を解決している状況がまず圧倒的に多いのも事実であります。それに対して、私たちがその子どもたちやあるいは成人も含めて実態を把握する。あるいは実態に対して手を差し伸べていくことについては、第一義的には保健師の訪問やそのようなことで状況を把握しながら、各施設とつないでいく。あるいは専門的な指導をお願いします。そして、この辺でいいますと美幌や帯広、あるいは旭川のそのような施設、さらには児相につなぎながら、ケアを進めていくのが今の現状であります。特に、この法の中でも出ているように、最近で言いますと発達障害のことも含めてどのようにとらえて、それを学校教育や子育て支援センター等々でとらえていくことも非常に大事ですが、本町においては、例えば、児童や幼児等のことについては、発達センターの「きらり」に連携し、児童相談所とも対応しながら発達を促していく相談と家庭の相談もそこでは行っている。さらに私の頭の中には、先ほど上原議員の質問にもお答えしましたように、子育て支援センターのみならず、少なくとも学校教育上における子どもたちの状況をファイル化していく。あるいは適切に判断をしながら、その子の成長を一元的にとらえられるような状況をやはりつくっていかなければならないのではないかと考えています。その上で制度的に私ども役場職員、役場の持っている力と地域住民の力で何とかすると閉鎖的な状況を一步でも二歩でも前進させていくことがすごく大事ではないかと感じているところでございます。ただ、もう1点だけざっくりばらんに言わせていただきますと本当に、この国では何だか協議会をつくれというのが多くございます。もう何十とっていいのか、大分制御させていただいています。例えば、ドメスティック、あるいは不登校から家庭内暴力の問題の果てから、このようなものが児相や保健所にいろいろなところを通じて組織化の問題、男女共同参画はもちろんそうですが、そのようなものを市町村につくってほしい。このやはり全国的な縦割りの状況の中で、つくられてくる組織が小さな町にとって、この対応の仕方がいいのかどうかもそろそろ考えなければならないことが1つです。

関連して、役場の中で言いますと例えば、子育て支援センター等々については、横の連携を大事にしながら、教育行政と福祉行政、さらには、私どもも含めた全体の中で、どのようなあり方が必要なのかという体制を一層現実のものにしていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 本当にこのようなものが国から示されてきて、それが果たして先ほど言ったように実効性があるのかどうかという問題では本当にそれぞれ町、あるい

は、その地域の状況がありますので、決して一律ではないし、仮に行ったとしても効果のあるものではないと思います。ただ、もう1つ今言ったように何とかしなければいけない部分と同時に今あるこの枠組みの中でもやはり解決というのか、やはり知恵も働かせながらやらなければいけないと思っています。

それであともう1つだけ、この関係でいけば非常にこの対象になる部分は、言ってみれば対象年齢が非常に広い。幼児から30歳台、40歳台までになると思います。あるいはこの部分の関わる期間も非常に長くなると思います。そのような中でそこを考えてみた時に、まず1つ、もう1つ大事な部分として、今回、答弁をもらうのに教育長という形を出していなかったのですが、もし可能であるならば、学校の果たす役割、特に学校の現場、教員の方々が本当にそのことに、教育委員会も含め、そのことに意識されているのかどうかと同時にそのことが十分取り組める状況にあるのかどうか。先生方の忙しさも含め、やはりそこら辺は、もし何かがあれば改善されなければ、新たな発見にもつながらないし、連絡にもつながらないことにもなりかねませんので、その点について、簡単にお聞きしたいと思います。もしよければお願いします。

○議長（橋本憲治君） 学校関係ですが、教育長いいですか。

教育長。

○教育長（山田日出夫君） この制度の狙いとするところは非常に広くて、その中でもこれは0歳から30歳までが対象であります。今、議員がご指摘のように、対応は早くし、発見して対策をとる点では、義務教育に入った段階で子どもさんの発達に応じて発生するであろう、ひきこもりとはなかなか言わなくて不登校のようなものと思います。実は、訓子府町でも最近ありました。特定されますので、片方の小学校の高学年の男子児童で約半年間にわたって発生し、地域の皆さん方が心配するほどまでにもなっておりました。学校の先生が毎日のように迎えに行き、家庭のお父さん、お母さんと話合っておりました。でも、なかなか殻がやぶれなくて、ぎりぎりのところまで来て、後期が始まる前には解決しなければならぬことで、校長も再三再四相談にきておりました。それで、少し異例ではあったのですが、何かしなければならぬとの思いが強く、私が夜、学校にお父さんとお母さんをお呼びし、私と校長とで、こんこんと1時間半ぐらいは話しました。そのような取り組みもしました。お父さん、お母さんの家庭にも若干課題があると僕は思っていたので、その中で、途中を省いて、今の状況を言うと登校しております。多少、毎日学校に行く時間の波はありますが、登校してこないことはなく、連日学校へ来るようになって一安心しています。ただ、だからといって彼の心の問題が解決したということには、正直言ってならないと思っています。いろいろなまだ問題を抱えているようですが、やはり、学校、家庭、そしてご心配いただいていた地域の皆さんも含め、温かく見守って、孤立させないことや、愛情をまわりから包み込むような取り組みが必要という気がさらにいたしました。私が出払って行って、お話をしたことが、いいかどうかは別としまして、現状打破をしようという強い思い、皆のそのような思いがあり、1つの事例として、少しいい方向に向いている事例をご報告したいと思います。彼に限らず、どんな子どもさんでもいろいろな障害に突き当たることがあると思います。学校現場、家庭との連携が一番大切であることを改めて学んだことであります。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 時間がありませんので、最後なのですが、いずれにしても教育長、あるいは校長先生のそのような頑張りも理解できますし、感謝もしたいと思います。いわゆる学校全体として、教員全体、あるいは教育委員会も含め、そのような目配り、気配り、あるいは配慮も含めてできるような体制。そして、それが学校だけに限らず、役場全体というのか、福祉保健課も含め、やはり情報を共有し、何かあった時にできるような関係をぜひ構築してほしいと同時に福祉保健課の保健師の役割は、先ほど言われていたように非常に大きい。本当に保健師が本来の役割を十分発揮できるような労働環境にも十分考慮されることも、やはり合わせて必要だと思いますので、その辺について、最後簡単でよろしいですので、町長からお答えいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） もう回答時間がありませんので、全力で頑張ったいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

#### ◎議事日程の繰り上げ

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました。会議時間が相当数残っております。

議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することとしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集をお願いいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

#### ◎議案第68号、議案第69号

○議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第68号、議案第69号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用

し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第68号の質疑を許します。議案書1ページでございます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、議案第68号の質疑を終了いたします。

次に、議案第69号の質疑を許します。議案書6ページからであります。

ご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

○9番(上原豊茂君) 9番、上原です。確認の意味でお聞きしたいと思います。出産人数増の形での予算補正であります。20件を見込み、7件増との報告がございました。この7件増は、例えば、町外からの転入者によるものなのか、その辺について、どのような内容なのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(橋本憲治君) 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監(八鍬光邦君) 出産育児一時金の件数の関係でご質問いただきましたが、当初20名での予算見積りでございました。今回27名分の予算が必要になることで7名分をお願いしておりますが、この内容としましては、実は、出産育児一時金の直接払い制度が、去年の10月からできまして、今までは、被保険者が病院で出産すると病院に個人が出産費用を支払ってきた。去年の10月からは直接支払制度で、病院での意思確認は当然行いますが、最終的には国保連合会に支払いを委託しまして、町から国保連合会に支払い、国保連合会が医療機関に支払うことになりまして、概ね2カ月程度支払が遅れるということが発生しております。そのことから平成21年度については、3件ほどでしたが、そのことによって22年度の支払いとなった分がありますので、今回22年度に昨年度分の3人ぐらいですが、まず22年度に移行となった分で不足する。それからおめでたいことですが、双子が生まれた方もおります。転入者分は正確に把握しておりませんが、今、母子手帳の発行等から見まして、実績によって、あと数件が見込まれることでの件数増でございますので、よろしくお願ひします。

○議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

3番、山本朝英君。

○3番(山本朝英君) 3番、山本です。これも確認なのですが、9ページですが、27名との報告があり、年度末の説明をしていたのですが、一般的に年度末というと我々は3月いっぱい年度末かと感じていますが、その解釈でいいのか、それとも今年度の年度末なのか、もう1回伺います。

○議長(橋本憲治君) 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監(八鍬光邦君) この現金といいますか、給付につきましては、4月から3月までが、基本的な年度でございます。昨年の年度末のお話をしましたのは、平成21年度の3月ですので、22年3月までに本来ですと既に医療機関で出産をされている方については、そこで支払が確定してくるのですが、例えば、3月ぐらいの出産ですと5月ぐらいの支払いの請求になるのが、直接支払制度の仕組みとなっているものから、実は、昨年度支払いが今までですと終えるであろう分が翌年度に残ってきた分が含まれているという意味ですので、よろしくお願ひします。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 4番、川村です。この出産一時金42万円は、38万9,000円と思っていましたが、増額されたのはいつで、広域連合に支払われるというようになったのはいつですか。大体、クッションをつけすぎると時間も手間もかかる、金もかかるということを僕は主張しているのですが、いつからそんなクッションをつけるようになったのですか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 昨年の6月の定例議会だったかと思いますが、このことをご提案申し上げて条例改正も含めて提案させていただいたのですが、国の少子化対策の関係で今まで、経緯を正確には回答できませんが、35万円の時代から38万円になった時代が今すぐにはできませんが、38万円だったのが去年の9月までであり、国の少子化対策で、暫定的に一応は来年の3月いっぱいまでですが、4万円を上乗せすることになり、これはいろいろな報告ものがありまして、いろいろな調査の中で出産費用が、その当時に42万円前後だったことを踏まえて、4万円を上乗せしようということが決められてまして、去年の10月から4万円増えて38万円から42万円になった。それに合わせまして、直接支払制度も一緒にかみ合わせて出てきまして、出産する方がその時、一時的にお金を出さなくても保険者から最終的にぐるっとまわることにはなりますが、自分で手出しをしなくてもすむような仕組みとして、去年の10月から、一応、来年の3月31日までが経過期間といいますか、暫定期間で決められております。そのことについては、条例改正も附則で来年の3月いっぱいまではしますとうたわせていただいています。ただ、世の中の流れが今、厚生労働省あたりで、また違う調査をしまして、その42万円が47万円ぐらいになるのではないかと報告もあるみたいですが、42万円として、暫定的に4万円上乗せしていたものをすぐ38万円になるかという状況で、47万円まで上げる訳にはいかないのですが、42万円をそのまま維持しようかというような話がでているところでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第69号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第68号、議案第69号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号

○議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明の終わっております議案第70号 平成22年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑、討論、採決をいたします。

これより、質疑を行います。議案書10ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第70号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

次に、本日の冒頭、議会運営委員長から報告がありましたとおり、今定例会に行政報告並びに議案第71号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）を日程に追加し議題としたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、行政報告並びに議案第71号を日程に追加し、議題とすることに決定されました。

◎行政報告

○議長（橋本憲治君） それでは、菊池町長から追加の行政報告の申し出がありましたので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、総務費指定寄附金につきまして、ご報告申し上げさせていただきます。

12月6日に東町にお住まいの深見定雄様から、教育・福祉・産業の振興など、町の活性化に使っていただきたいと100万円のご寄附がございました。

ご承知のとおり、深見様は、平成3年5月に就任後、4期16年にわたり訓子府町長を

務められ、数多くのご功績を残されました。

こうしたご功績が認められ、11月3日付けで旭日双光章<sup>きよくじつそうこうしょう</sup>を受章され、これを記念してご寄附いただいたものでございます。

深見様のご功績にあらためて敬意を表しますとともに、ご厚意に心から感謝申し上げます。

寄付金につきましては、ご本人のご意向に沿い、本年度新たに設けました「地域活性化基金」に積立てし有効に活用させていただくこととしております。

なお、この件につきましては、今議会の追加議案として予算補正させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

追加議案に関わって引き続き、若干の私の考えるところのお話をさせていただきたいと思っております。

総務費の指定寄附金につきましては、ただいま行政報告で説明させていただいたとおりの内容でございます。

もう1点の子宮頸がん等のワクチン接種につきましては、既に一般質問で出された、その回答として、11月の厚生労働省の小委員会の結論を見極めると答弁させていただきました。このたび、国の考え方、方針、補助が示されましたので、改めてその内容について、提案させていただくものであります。オホーツク管内で申し上げますと本年度から斜里町で既にこの子宮頸がんの助成の報告が入っておりますし、重ねて湧別町、本年度から全額助成している小清水町、さらに一部助成等で佐呂間町、他の市町村においても検討中とのことでございますが、新聞報道でご存じのとおり、順次、滝上町、雄武町、北見市も提案をすることをお聞きしているところでございます。既にご存じのとおり、我が国では予防接種法に基づく、公費による定期接種のワクチンは、日本脳炎やジフテリアなど8種にとどまっているところでございまして、先進地の水準からみると極めて低いと言われております。特に、インフルエンザ菌のB型ヒブと肺炎球菌のワクチン等は、世界で多くの子どもの命を救っているとの報告が出されておりますので、日本でも今回やっと承認されたものの、実際には、任意の接種という状況から、非常に負担が高いことで、私もこの点については、できるだけ早くこの3種のワクチンの接種について全額補助を提案したいと考えてきたところでございますが、このたび、国がそのような姿勢に立つことで、国、北海道の定めているものに訓子府町として、この3種のワクチンについて、全額補助の提案をさせていただくものでございます。ご審議の上、決定いただきますように、詳しい中身につきましては、担当課長から説明させますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 議案第71号については、後ほど出てきますので、質問はその時にお願ひしたい。

ただいまの行政報告につきましては、寄附に係る報告でありますので、質疑を省略することといたします。

以上をもって、行政報告を終了いたします。

#### ◎議案第71号

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第71号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算（第

5号) についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(山内啓伸君) 議案書の37ページをお開きください。

議案第71号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算(第5号)の説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条にありますように1,390万円を追加し、歳入歳出それぞれ40億5,728万円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表とおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、内容については、39ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきますのでご覧いただきたいと思っております。

まず、14款、2項、3目、衛生費道補助金では、国の補正予算で子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種を助成する市町村に対して補助基準単価の9割の半額で、45%になりますが、助成するための基金が設置されることから、234万6千円を計上してございます。

これらワクチンについては、国で定期接種化に向けた検討を行っており、対象年齢層にひと通りの接種を提供し予防接種を促進するもので、期間は平成22年度から23年度までの2カ年となっております。

16款、1項、2目、総務費寄付金で、総務費指定寄付金として100万円を計上しておりますのは、東町、深見定雄様から「町の活性化に役立ててほしい」としてご寄付がありましたので、ここに計上するものでありますが、同額を次のページの地域活性化基金に計上させていただいております。

次に、18款、1項、1目の繰越金として1,055万4千円の追加であります。今回補正の財源調整としての計上であります。

続きまして、40ページの歳出について、説明をいたします。

まず、2款、1項、1目、一般管理費の経費区分10、各種基金積立金として100万円の追加は歳入で説明したとおりでありますので省略させていただきます。

ここで資料1をご覧いただきたいと思っております。今回の基金積立等による年度末の一般会計の基金保有額は右下から5段目になりますが21億7,799万3千円の見込であります。

4款、1項、2目、予防費の経費区分2、予防接種事業の11節で12万5千円の追加は、予防接種対象者への宛名用ラベルとして消耗品費6千円の計上と問診票の印刷として、印刷製本費11万9千円の計上であり、12節では接種案内の郵便料として、5万3千円の追加計上であります。

13節、委託料、20節、扶助費の説明については、国での補助対象年齢に加え、本町独自対策として厚く補助する提案でございますので、ワクチンごとに説明させていただきたいと思っております。

まず、子宮頸がん予防ワクチンは、一般的に10代女性が接種するもので、6カ月間に3回接種となっております。国の補助対象学年は、現中1から高1となっております。

が、本町独自対策として現高2を加えるとともに、国では補正予算成立日である11月26日以降で「市町村と医療機関との委託契約日以降」これは本町では、来年2月1日を目途に事務を進めておりますが、その日以降の接種を対象としておりますが、公平性の観点から今年4月以降に自費で接種を終えた現中1から高2までの費用を償還払いすることとして計上しております。

具体的に言いますと中1から高2までの本町対象者117名のうち10名が既に接種済みと仮定し、107名が今年度中1回接種することとして、単価15,939円、107名分170万6千円を委託料として計上し、うち、国庫補助外の現高2の22名分が全額単費となります。

扶助費になりますが、実施済みとした10名の3回分の経費として、単価は同じく15,939円で47万9千円、これは全額単費となりますが、これを扶助費で計上し、後ほど接種証明により確認し、償還払いすることといたします。

ヒブワクチンについては、細菌性髄膜炎などを予防するため、5歳未満で接種年齢に応じて4回から1回接種するもので、標準パターンとしては、0歳時に3回、1年後に1回追加接種することとされています。国の補助対象年齢は、5歳未満で本町も同様としますが、頸がんと同様に今年4月以降に自費接種した費用は単費で償還払いすることとして計上しております。

具体的に言いますと本町においては、5歳未満対象者191名のうち10名は接種済みと仮定し、181名が本年度中1回接種することとして、単価8,852円を乗じ、160万3千円を委託料として計上し、接種済み10名、3回分の26万6千円を扶助費として単費で計上しております。

小児用肺炎球菌ワクチンについては、肺炎球菌による髄膜炎などを予防するため、10歳未満で接種年齢に応じ4回から1回接種するもので、標準パターンとしては、先ほどと同様、0歳時に3回、1年後に1回追加接種とされており、ヒブワクチンと同時接種できます。国の補助対象年齢は5歳未満ですが、本町は独自対策として、5歳から未就学児まで対象を伸ばすとともに、今年4月以降に自費接種した費用を単費で償還払いすることとして計上しております。

本町対象者261名のうち10名は既に接種済みと仮定し、251名が今年度中1回接種することとして、単価11,267円、251名分282万9千円を委託料として計上し、うち、国庫補助外の5歳から未就学児の70名分が全額単費となります。

実施済みとした10名の3回分の経費として、単価は同じく11,267円で33万9千円、これは全額単費となりますが、これを扶助費で計上し、後ほど接種証明により確認し償還払いすることといたします。

次、7款、1項、2目、商工業振興費の経費区分3、商工業振興対策一般経費として550万円の計上は、商店街等販売促進特別対策として、2事業に充てる補助金で、商工会に交付するものであります。

1つ目は、売り上げが大きい年末の消費流出を防ぐために、年末大売出しの抽選会景品規模を拡大するもので、特賞の千円札つかみ取りを25本に倍増させるなど、賞金総額を昨年の2.3倍増の524万円とするほか、全参加店による共同大型チラシの印刷代等に対する補助として350万円の計上となっています。これにより、売り出し期間中の総売

上額を昨年の1.5倍である6千万円を目標としております。

2つ目は、年明けの消費流出防止施策と生活者対策を加味し、プレミアム商品券を発行するもので、5千円で6千円分の商品券を1セットとして発行し、1世帯2セットを上限として販売するもので、2,000セットの販売で200万円の計上でございます。

予定といたしましては、1月初旬に商品券を売り出しし、使用できる期間を2カ月程度とし、地域活性化につなげる考えでございます。

なお、財源につきましては国の補正予算「地域活性化交付金」の本町交付分約7,600万円を充てる予定であります。詳細が明らかになっておらず、また、交付金事業については年明けの議会で提案させていただき予定であり、その時に併せて財源調整することとし、今回は一般財源で計上しております。

以上、平成22年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第71号に対する提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

2番、河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 2番、河端です。子宮頸がんワクチン、ヒブワクチンについて、何度か一般質問の中でも町長にお願いしていたことが、今回、道と国からも補助が出ることで、また、訓子府は、国の指針により、対象年齢も上げ、広げていただいたことは本当にうれしく思います。それで確認したいのですが、これは、平成22年度と23年度が、国の方針として、暫定的なものなのでしょうか。その後、来年度に向けて本町としてはどのように考えていらっしゃるのか。

それともう1点、40ページの商工業の関係で、今説明いただきましたが、時期的にせば詰ったこの時期にこの予算が組まれたことと先ほど総事業費を伺いましたが、その中で、商店街、商工会などがどのような負担をしながら、この予算が組まれたのか、再度、お聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 頸がん等の3ワクチンでございますが、今、言われたように22年度、23年度のとりあえずは、この2カ年ということで国は方針を出しているようでございます。ただ、24年度以降は、先ほど町長のお話の中にもございましたが、厚生労働省の小委員会で検討しており、最終的な結論は私どものところにはまだ入ってはおりませんが、おそらくこの流れでいきますと24年度以降は任意接種ではなくて、法定接種に置き換わるのではないかと予測をしております。確定的なことを申し上げますが、方向としては、そうなるのではないかと考えてございます。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、商店街等販売促進特別対策事業に係るご質問で2点のお尋ねをいただきました。まず、この時期に急きょ追加補正をするに至った理由についてでございます。遅いのではないかとのご指摘であると思っておりますが、実は、この取り組みにつきましては、商工会からの要請に応じて今回提案することになったものでござ

いまして、正式な要請自体は、11月30日に町長あてに商工会役員の方が来庁し、お話をいただいたものでございます。その前段、商工会の中でも中旬以降に理事会を開催したり、あるいは商工会事務局から私ども事務レベルでのご相談もいろいろございました。当初は、前回と同様なプレミアム商品券といった単純なものだけについては、町独自の支援はいたしませんということも町長等がお話した経過もございまして、商工会では当初、支援受けてまでのものは想定していなかったことがあったようでございます。その後、理事会を重ねていく中で、商工会の50周年記念事業ということもございまして、それに加え、商店街の経営状況がこれまでも厳しかったのですが、これまで以上に危機的な状況にもあることもございまして、何とか年末年始の消費流出対策に対する緊急支援をお願いしたいとの要請でございました。町としましては、その要請を受けて、今回支援をすることにしたものでございます。あと当初から、町長の頭の中には、商工業者の経営状況によっては、一般財源を投入してでも何らかの支援要請があれば対応したいという思いもございましたが、今回、先ほど説明の中にもございましたが、きめこまかな交付金が国から交付されてくるようなこともございまして、今回、急きょ、追加提案に踏み切らせていただいたということでございます。

それと2点目の今回の事業負担区分についてのお尋ねをいただきました。今回の商工会事業につきましては、年末大売り出しの景品に係る部分とプレミアム付商品券の部分の2通りがございまして、まず、年末事業につきましては、景品代としましては、524万1千円、これは純粋な景品代の総額でございます。この524万1千円のうち、訓子府町が負担するのは300万円でございます。商工会が129万1千円。それと訓子府町商店街協同組合が20万。訓子府町メロンスタンプ会も20万。参加店の負担金が90万円でございます。そのほかにアルバイトの賃金やあるいは共同の大型チラシを発行する予定ですから、そのものの印刷費等に町の分としては、50万円をみていることでございます。先ほど、景品総額で524万1千円と申しましたが、そのほかに先ほど言いましたアルバイトや印刷費などを含めると総額で609万1千円の事業費となり、そのうち町が先ほど言いました景品代300万円と印刷代等50万円を合わせまして350万円を補助するものでございます。

それと2つ目の年明けからの事業になりますが、プレミアム付商品券発行事業につきましては、2千セットを用意していることでございますから、5千円で6千円の商品券が入ったものが2千セットで、総額プレミアム分としては、200万円の補助を予定してございます。商工会としては、そのほかに印刷費等で17万5千円ほどかかってございますから、これについては、元々の商品に引換する1千万円分は、お客様が負担することになりますので、その分を除きますと単純な実質的な事業費としては、217万5千円になると思います。そのうち町として、200万円を補助するというものでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、40ページの歳出の関係ですが先ほどから説明のあった予防接種事業についてのことなのですが、この委託料あるいは扶助費含めてになると思いますが、それぞれこれは任意接種ということで、22年、23年になってはいますが、その取り組み方は、あくまでも任意でありますので、希望がなければ受け

なくてもいいということにもなると思うのですが、しかし、このような形で予算を計上し、国と道も取り組むことになっていきますから、強制にはならないのですが、その取り組み方いかんによっては、無駄になるという訳ではないのですが、十分な効果が出ないことにもなりかねませんので、その辺の対応についてお伺いしたいことともう1つは、これは他の市町村の人からも聞いたことなのですが、子宮頸がんの問題についていけば、単にこれは予防接種をすることだけにとどまらないで、いわゆるその時代のそのような子どもたちに対する教育的配慮、命の大切さ、性教育も含めた複合的な対応をしたほうがもっと効果的であり、本来の役割も果たすのではないかというお話も専門家ではないのですが、聞いてきた記憶もあります。そのようなことも含め、任意接種として抱える対応の難しさがあると思うのですが、その辺の考え方についてお聞きします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 予防接種に関しましては、あくまでも今回の場合は、任意接種の位置付けでございますが、今回は予防接種とはいいいながら、対象年齢の町内の子どもたち全員分を予算計上させていただいております。その保護者の考え方という部分もありますから、必ずしも100%にはならないと思いますし、そこは当然、強制もできないことはあります。ただ、対象者が絞られているというのか、年齢が決まっていますので、そこはもうダイレクトメールなど、確実に個人へその情報が行きわたるような方法で接種率を上げる方法で考えていきたいと思っております。

それから頸がんに関しましては、今、議員が言われたように教育の部分もからめてとのお話で目的の中には入っていたと記憶してございます。今、対応としては、そこまで具体的な対応を考えてはございませんが、可能であれば、そのようなことも含めた中で考えていきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、山本朝英君。

○3番（山本朝英君） 3番、山本です。先ほど、河端議員からも話のありました商工会の関係なのですが、我々男性というのは少し買い物には鈍いところあるのですが、今、前段説明のあったように、今までよりは前向きに金額も上げ取り組んでいることは十分わかりました。しかし、それぞれが正月の準備を始めるような日程であり、今月も残り少ないことがありますから、全戸がこのことに対し、このチラシがいつでるのかわかりませんが、早めにチラシで詳しくわかるように、町民が関心を持って、このお金を有効活用できるような体制を早急にしたいほうがいいと思っておりますし、もう正月の準備に入っているのではないかと思います。また、北見でどのようなことをやるかと準備している人もいますので、チラシなど詳しい中身について、どのようなことになったのか、もう少し具体的に話いただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 今、商工会の関係であるPRチラシのお尋ねでございましたが、基本的にはこの議会の中で、予算として成立しなければ表立った行動ができないことであり、なかなか非常に苦労しているところであります。一応、準備は事務局レベルで進めているようでございます。ただ、町民の方の目にふれるようになるのには、当然この予算が成立してからでありますので、その点、ご理解をいただきたいと思っております。

が、今のところ22日に大型チラシを発行する方向で進めることを聞いております。議員言われるとおりに少しでも早く示すことによって、町外流出を抑えられるものになると思いますので、その辺を含め、また商工会に申し入れをさせていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 子宮頸がん等のワクチンと商店街の年末年始の取り組みについて、何人かの方からご質問いただきましたので、まとめて、少し漏れもあったようですので、お話をさせていただきたいと思います。

特に、ワクチンの問題で河端議員から出ましたように、国が22年、23年度をやる。それ以降は、佐藤課長から法定ワクチンへ国としてはいくのではないかとの回答でした。しかし、それがもし、やらなかったらどうするかとの問題が出てまいりますので、私は先ほどの一般質問でも出ていましたように、少なくともこの3ワクチンについては、国、北海道が助成しなくても単独で1回踏み出したら、やはりやらなければならない。子どもたちのためを考えるとそのように考えておりますから、次期の1つの政策としてもこれは掲げていかなければならないことではないかと感じており、考えているところですが、これはまだお約束はできませんが、そのような考え方をしております。

それから、商店街等の商工業の現状の厳しさの中で、年末年始の広報活動、それから取り組みが浅いのではないのかという点は、もうご指摘のとおりと私自身も考えておりますが、今の状況を考えますと何らかの形でやるのが、少しでも商工業の皆様方の力になればと感じているところでございます。何よりもこのことによって、町民の消費生活が少しでも回転し、地元で買い物ができれば、この上ないと思うところでございます。ただ、全員協議会でもかなり議論をさせていただきましたが、これから商工会幹部等も含め、議論を重ねながら、より有効的なものにしていきたい。少なくともこの補正が出た時に傍聴者に商工業者の方が来られて、その議論の推移を見るぐらいの熱意を私は求めていくべきだと感じておりますので、今後とも皆さんの意見を受けながら、商工業者の方にも議員の思いも伝えながら、商工業発展のために全力を挙げていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 4番、川村です。子宮頸がんの予防接種について、少し詳しく、先日、NHKのニュースか何かであったのですが、年齢について説明があったのですが、これははっきり申し上げて、ここで言ってもいいのかどうか迷ったので、質問しなかったのですが、性交渉をしなければ絶対にかからないものとの説明でした。性交渉のない者が結局12、13歳の中学1年生ぐらいからの予防接種に入っていくのか、何歳から入っていくのか。また、30歳、40歳でも子宮本体のがんとは違い、性交渉がなければ絶対にかからないとの説明だったのです。ここで年齢制限を設けられるのかどうかわからなかったのです。年齢制限をどこまでされるのかお聞きします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 頸がんワクチン接種の年齢ですが、今回、国の基準としまして対象としているのが、中学校1年から高校1年生までを対象としております。基本的な考え方としましては、10代はワクチン接種で予防していく。20代になりますとが

ん検診を受けていただく。そのような方向で国も進めていくようでございます。ただ、訓子府の場合は、高校生もできるだけ救いたいとの思いもございまして、国の基準では高校1年生が上限ですが、高校2年生まで対象にしていく。そこもややこしい話ですが、本当は高校3年生までもいければ区切りがいいという気もしますが、半年間で3回接種することになりまして、これから始めますと高校3年生では卒業し町外に出るなど、いろいろな部分で3回をやり切れないこともございまして、一応、高校2年生までを対象にしていきたいという考え方でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。1点だけ、商工会の関係で、プレミアム商品券は過去2回ありましたが、商品券の町内各商工業者でどのように流れているのか数字はつかんでいるのかお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、これまで行いましたプレミアム商品券の消費動向のお尋ねでございます。1回目の時につきましては、同じような200万円の規模だったのですが、販売条件が1口1万円で1人3口までの条件がございまして非常に行きわたる枚数が少なかったことで、少しこの辺は、今、手元に書類を持ってきていないのでご了承いただきたいと思うのですが、全町対象にして、前回の状況だけお示しをさせていただきたいと思っております。プレミアム付商品券の前回の金額につきましては、商品券の額面と言いますと5,100万円になります。

そのうち、商業、小売店につきましては、23店舗で換金されたのが1,863万9千円、率にしますと36.5%が小売店で使われたことになってございます。

それと工業、ガソリンスタンドになりますが、ここでは5店で513万1千円、換金率でいきますと10.1%となっております。

それとサービス業と言いましょいか、飲食店、理髪店、美容院など、そのようなところになります。それが32店で466万4千円で、換金率にしては9.2%となっております。これらを合わせると60店舗で2,843万4千円、率にして55.8%がこのようなお店で換金されている。

そして、2回目につきましては、オホーツクカードの入金も可能とする対応をとりました。と申しますのは、オホーツクカードの普及を促進したいこともございまして、ここで使われたのが、2,256万6千円、率にして44.2%が、オホーツクカードに入金されていることでございます。

ちなみに、いったんここに入れ長期間使用されては困るのではないかとのお尋ねをよくいただくものですから、先にお話させていただきまして状況としては、金額的に少ないこともございますが、基本的には、オホーツクカードを使った場合には、カード自体のポイントも付加されることで、いったん入金した後、期間を置かずに使用されているのが、一般的な使われ方と商工会からお伺いをしてございます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長から川村議員に対して、補足説明がありますので、発言を許します。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 先ほどの年齢のご質問に若干補足をさせていただきますが、このワクチン接種をしたからといって将来的にがんにならないというものではなく、今、国で確認されている部分でいけば、接種の予防効果は、6.4年ぐらいと言われていますので、10代で接種をしたあと、20代からは、がん検診を必ず受けていただきたいという趣旨でございますので、合わせてご理解いただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。今回のプレミアム商品券は、オホーツクカードも同じように入金を可能とするのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 商工会事務局といろいろ協議をさせていただいているところですが、基本的には引き続きオホーツクカードの入金も可能にしたいということでございます。と申しますのは、前回、オホーツクカードの入金を行ったことによりまして、オホーツクカードの利便性が、特に、高齢者の方にこのような便利なものがあったということ気付かせるいい機会になったことと現金の持ち合わせがなくてもカードで買い物ができる利便性ということですが、そのようなことで高齢者の方が非常に喜ばれていることもございまして、引き続き、オホーツクカードの入金は認める方向で進めたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 9番、上原です。今、それぞれいろいろな方面からの質問等がありました。私は今、議論されている商工振興対策の関係であります。それぞれ町も商工会の発展に力を入れていく形で何回かこのプレミアム商品券等の補助をしてきた。大事なものは全員協議会でも議論になりましたが、これをきっかけに商工会の会員の中で販路を広げ、町民との関係をしっかりと構築していく中で、足元を固めていくと言いますか、お客さんを獲得していく努力が必要ではないかと思えます。単純に何かあるごとにこの商品券の発行だけで終わるのであれば、この時々効果で終わってしまうこともありますので、ぜひその点では、方向をもう少ししっかりと見定めながら、取り組んでいってほしいと思えますし、今、課長から説明のありましたように、オホーツクカードの取り扱いについて、新たな発見をした方々等もいるとのことでありますから、それらも含め、しっかりと町民にアピールするようなことを町部局から商工会に対して要請事項としてほしいというようお願いしておきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、上原議員から今回の取り組みを将来に結びつくものにするようにとご指摘でございましたので、それはごもっともだと思いますので、商工会に私からもお話をさせていただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第71号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
ここで、午後2時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号  
認定第8号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第8、認定第2号、日程第9、認定第3号、日程第10、認定第4号、日程第11、認定第5号、日程第12、認定第6号、日程第13、認定第7号、日程第14、認定第8号までの7件については、関連する議案なので一括議題といたします。

本案は、平成22年第3回定例会において提案されたもので、会議規則第39条第1項により、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査を行っているものであります。会議規則第41条第1項により、委員長からの報告を求めます。

2番、河端決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員会委員長（河端芳恵君） ただいま、議長からご指名があり、お許しをいただきましたので「平成21年度決算審査特別委員会」における決算審査について、ご報告を申し上げます。

平成22年9月14日開会の第3回定例会におきまして、当委員会に付託を受けた「認定第2号 平成21年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第8号 平成21年度訓子府町水道事業会計決算の認定について」までの7件の審査の結果を報告いたします。

今年度の決算審査特別委員会は、11月8日から11日までの4日間にわたり、閉会中の継続審査として特別委員会を開催し、付託案件の審査を行ないました。

審査については、事前に提出されている予算執行に関わる各関係書類などの審査をした後、審査の必要上、提出を求めた収入・支出伝票についても検査し予算の適正な執行と行政効果に視点を置き、詳細かつ慎重に審査を行ない、審査の中での疑問等が生じた事項については、関係課長等の出席を求めて内容を聴取いたしました。

詳細な審査及び疑問の内容等については省略いたしますが、11月11日の決算審査特別委員会の最終日には、委員会としての表決を行ない、付託された「認定第2号」から「認定第8号」までの7会計の決算は、お手元に配布の「委員会審査報告」とおり、いずれも、原案のとおり「認定すべきもの」として全員一致で決定したものであります。

なお、決算審査特別委員会において、委員の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として口頭で申し上げますので、今後の行政執行にあたって配慮していただきたいと思います。

まず、最初に、町税及び使用料の未収額の解消については、これまでの職員の徴収努力により、収納率の向上及び未収額の減少が図られ、成果が認められているところです。

しかし、自主財源の確保と税の公平性の原則からも今後とも各課等と連携を図りながら、収納率の向上により一層の努力をお願いしたい。

また、滞納者に対しては、個々の状況などを十分考慮したきめ細やかな対応や相談、指導を図るとともに催告状の発送の励行などにより、納税への理解を深めていただくことを含め、滞納額の解消に努めていただきたい。

歳入については、地方の財源確保のため、国などに対し要請等をさらに努力願います。

歳出に関しては、経費削減を図りながらもきめ細かな住民サービス提供に努力されているところです。

平成20年度予算から取り組まれている「財政健全化戦略プラン」に基づき平成22年度以降もさらに経費の削減に努めるとともに、今後とも高齢者や子ども、障がい者などの弱者に配慮した施策の継続に配慮いただきたい。

また、今後想定される大きな事業について、精査、検討する必要があります。

今後、ますます進む高齢化社会に対応するための住民サービスや情報提供のあり方など施策の確立を求めます。

現在、取り組まれている地域担当制のより一層の充実が必要であります。

最後に、厳しい財政状況で職員が減少している中、財政健全化に向けた職員一人ひとりの努力は十分に評価できるところであります。

今後においても、町民のためのまちづくりに向けた創意工夫と一層の努力をしていただきたい。

以上、決算審査特別委員会に付託された「認定第2号 平成21年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第8号 平成21年度訓子府町水道事業会計決算の認定について」までの審査の経過と結果を申し上げ訓子府町議会会議規則第77条の規定による報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 以上のとおり、認定第2号から認定第8号までに対する委員長からの報告は、お手元の議案の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定したものであります。

これより、委員長報告に対する一括議題認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号の質疑に入ります。質疑は、委員長に対する質疑といたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に、認定第2号の質疑を許します。議案書14ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第3号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第4号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第5号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第6号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第7号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第7号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第8号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第8号の質疑を終了いたします。  
以上をもって、質疑を終了いたします。  
これより、一括議題の討論を行います。  
討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。  
討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより、一括議題の認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号の採決をいたします。  
討論のなかった案件につきましては、一括採決をいたします。  
認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号までの7件については、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。  
よって、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号は、いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、山本朝英君ほか4名から、意見書案第9号 道立衛生学院の存続を求める要望意見書、意見書案第10号 大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第9号、意見書案第10号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎意見書案第9号

○議長（橋本憲治君） それでは、意見書案第9号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

○3番（山本朝英君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、意見書案第9号について説明をいたします。

意見書案第9号

道立衛生学院の存続を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年12月15日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

訓子府町議会議員	山本朝英
〃	川村進
〃	佐藤静基
〃	河端芳恵
〃	小林一甫

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年12月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

北海道知事様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより意見書案第9号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号

- 議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第10号を議題といたします。  
提出者からの提案理由の説明を求めます。  
山本朝英君。

- 3番(山本朝英君) ただいま議長からお許しをいただきましたので、続きまして、意見書案第10号について説明をいたします。

意見書案第10号

大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年12月15日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

訓子府町議会議員	山本朝英
〃	川村進
〃	佐藤静基
〃	河端芳恵
〃	小林一甫

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。  
次のページをお開きいただきたいと思います。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年12月15日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様  
財務大臣 様  
文部科学大臣 様

総務大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより意見書案第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の議決

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（橋本憲治君） これにて平成22年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

閉会 午後 2時37分